

姫路市男女共同参画プラン2022推進状況総括表[前期実施計画]

平成27年度実施状況（具体的施策213）

平成28年3月末現在

前期実施計画 (平成25年度～平成29年度)	◎顕著	○前進	△現状維持	×停滞
総合評価	146 / 213 (68.5%)	62 / 213 (29.1%)	5 / 213 (2.4%)	0 / 213 (0%)

男女共同参画プラン2022の計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間

平成25年度～平成29年度は前期実施計画

平成27年度実施状況	
A	実施し、計画以上に達成できた
B	実施し、ほぼ計画どおりに達成できた
C	実施したが、計画には及ばなかった
D	実施には至らなかったものの、今後実施を予定している
E	検討したが、今後の実施は未定である
F	検討も実施もしなかった

男女共同参画の推進への配慮状況	
1	十分できた
2	多少できた
3	あまりできなかった

実施状況に関する総合評価	
◎	顕著
○	前進
△	現状維持
×	停滞

平成28年度取組方針	
ア	過年度までに達成し、更に継続・拡充する
イ	過年度までに達成し、次の施策につなげる
ウ	当該年度中の達成に向け継続する
エ	次年度以降早期の達成に向け継続する
オ	当該年度中に実施へ移行する
カ	次年度以降早期に実施へ移行する
キ	早期に検討に着手し、当該年度中に実施へ移行する
ク	早期に検討に着手する

姫路市男女共同参画プラン2022推進状況調書

〔前期実施計画〕体系順（平成28年3月現在）

項目	施策数	ページ番号
基本目標Ⅰ 人権尊重をめざす市民意識の育成	41 施策	1 - 20
基本目標Ⅱ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	22 施策	19 - 28
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	27 施策	29 - 38
基本目標Ⅳ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	34 施策	37 - 50
基本目標Ⅴ 生涯を通じた心身の健康づくり	25 施策	49 - 56
基本目標Ⅵ 少子・高齢社会における福祉の充実	45 施策	57 - 74
推進体制の整備	19 施策	73 - 82
計	213 施策	

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況	平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 慮 状況	所 管 評 価	総合 評 価	事業計画(予定)	取組 方針	課・室名
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①	「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	さまざまな角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容で行う。	・講演会の開催 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとらわれない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・あいまっせステップ・アップ塾の開催	・講演会の開催 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとらわれない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:238人 ○あいまっせフェスティバル講演会 11月14日(土) テーマ:『女らしくなく、男らしくなく、自分らしく～育児も、家事も、何事も、夫婦二人三脚!～』 講師:露の団姫(落語家)、豊来家大治朗(大神楽曲芸師)夫妻 参加者数:215人 ・あいまっせステップ・アップ塾の開催 (前期)5・6月 全3回 延べ56人受講 (後期)11月 全3回 延べ80人受講	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	・講演会の開催 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・あいまっせステップ・アップ講座の開催	ア	男女共同参画推進センター
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①	「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	さまざまな角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容で行う。	「第1回人権のつどい」*8月に開催(1,197千円) 参加者(予定)1,600人 「第2回人権のつどい」*12月に開催(1,226千円) 参加者(予定)1,200人	「第1回人権のつどい」*8月に開催(992千円) 参加者1,800人 「第2回人権のつどい」*12月に開催(936千円) 参加者1,200人	B	子育て中の保護者が参加しやすいように、親子スペースを設置した。	1	◎	◎	「第1回人権のつどい」*8月に開催(1,191千円) 参加者(予定)1,600人 「第2回人権のつどい」*12月に開催(1,230千円) 参加者(予定)1,200人	ア	人権啓発課
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①	「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催	さまざまな角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容で行う。	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館網干分館 300人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 200人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 250人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 300人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスバルやすとみ 400人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 250人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館網干分館 215人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 98人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 217人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 186人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 598人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスバルやすとみ 335人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 165人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 159人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	B	子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。	1	◎	◎	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館網干分館 300人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木) 文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスバルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水) 夢前町 北市民センター 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施	ア	人権啓発センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 況	所 管 評 価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 5,000部×2回 ・事業報告書の作成	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 5,000部×2回 ・事業報告書の作成	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 5,000部×2回 ・事業報告書の作成	ア	男女共同参画推進センター
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	「ふれあい」の発行廃止。在庫分を配布する。 毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。	希望者に「ふれあい」在庫分を配布。 広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。 パワハラ・セクハラパンフレット作成。	B	性別にとられない視点からの内容、表現となるよう配慮した。	1	◎	◎	毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。	ア	人権啓発課
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数各5,000部	センター通信「ゆいばる」発行 年4回5月17号、8月18号、11月19号、2月20号 発行部数各5,000部 19号は6,000部	B	パネル展と運動させ、人権課題を取り上げた記事を作成、配布した。	1	◎	◎	センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数各5,000部	ア	人権啓発センター
I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部	標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部 市民学習資料「ともに学ぶ」 作成部数32,000部	B	女性の人権について作品募集を呼びかけ、関係する作品の応募があった。また、市民向け学習資料を作成し、女性の人権について考える機会を提供した。	1	◎	◎	標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部	ア	人権教育課
I	1	(2)	女性が「自らの権利」をよく知る(リーガル・リテラシー)ための取り組み	①	リーガル・リテラシーを確立するための講座の開催	法的・政治的な分野における権利について、知識習得と活用する能力についての講座を開催する。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ56人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・女性のエンパワメント講座の開催 『「表現スキル」向上宣言!』 9月 全3回 延べ95人受講	B	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日時の設定や一時保育を実施。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	①	男性向けの啓発資料の作成	男性を対象とした、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等の作成を検討する。	・関係課と協議した上で、ひめじ創生戦略における実施事業としても位置付け、平成28年度実施のための予算を確保した。 ・他都市において作成・発行されている刊行物等の情報を収集し、資料の作成に向けて検討した。	C	男性に分かりやすい内容となるよう検討した。	2	△	○	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等を関係課とともに作成する。	ウ	男女共同参画推進課
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	①	男性向けの啓発資料の作成	男性を対象とした、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 (ウエーブレット第45号特集『子どもたちを守りたい!～みんなで考えよう!家庭・地域でできること』で啓発)	A	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	②	男性相談体制の確立に向けた検討	男性に関する諸問題の相談体制の確立に向けて調査・研究を行う。	・男性セミナーの開催 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供	・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催 「俺だって!保育所へお迎えに行きたい!定時で帰りたい!『仕事と生活のタイムマネジメント仕事術』」 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人)	B	・働き盛りの男性の参加しやすい平日夜間に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・男性セミナーの開催 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	③	男性対象の啓発講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	・子育て応援講座1の開催 ・子育て応援講座2(保護者対象)の開催 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催	・子育て応援講座1の開催 「父親をおもいきり楽しもう!」 8月 全2回 25組受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・生涯現役応援講座の開催 「秋から始める!元気になる新習慣」 10.11月 全3回 延べ94人受講(うち男性延べ14人)	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・子育て応援講座の開催 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況	平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	(4)	男性対象の実践的講座の開催	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・子育て応援講座2(保護者対象)の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	・子育て応援講座1の開催【再掲】 8月 全2回 25組受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ94人受講(うち男性延べ14人)	A	働き盛りの男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・子育て応援講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	(4)	男性対象の実践的講座の開催	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	おじいちゃんの料理教室の開催 市内9か所で定例実施 ・市民会館等 12回/年 ・広畑市民センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 4回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 3回/年 ・城北公民館 5回/年 計70回	おじいちゃんの料理教室の実績 市内9か所で定例実施 ・市民会館等 12回/年 ・広畑市民センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 4回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 2回/年 ・城北公民館 3回/年 計67回 1043人参加	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、食事づくりの基本から学ぶことにより、家庭内等での食事づくりにつながっており、男女共同参画の啓発になっている。	1	◎	◎	おじいちゃんの料理教室の開催 市内9か所で定例実施 ・市民会館等 12回/年 ・広畑市民センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 4回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 5回/年 ・城北公民館 5回/年 計72回	ア	保健所健康課
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	(5)	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等の作成を検討する。	・関係課と協議した上で、ひめじ創生戦略における実施事業としても位置付け、平成28年度実施のための予算を確保した。 ・他都市において作成・発行されている刊行物等の情報を収集し、資料の作成に向けて検討した。	C	男性に分かりやすい内容となるよう検討した。	2	△	○	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等を関係課とともに作成する。	ウ	男女共同参画推進課
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	(5)	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 【ウエーブレット第45号特集『子どもたちを守りたい!～みんなで考えよう!家庭・地域でできること』	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	(6)	青少年健育運動事業の推進	地域における異年齢・異世代の子どもが、男女の混合したさまざまな集団活動を行うことにより、幼い頃から男女平等意識を養い、固定的な性別役割分担意識の払拭をめざす。	・姫路市青少年健育運動推進事業対象校区 69校区 委託金額 8,766,000円 ・少年団体指導者研修会 年2回開催 参加者100名(全2回とも講師女性) ・青少年リーダー研修会 年4回開催 参加者200名 ・姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名	・姫路市青少年健育運動推進事業対象校区 68校区 委託金額 8,652,000円 ・少年団体指導者研修会 年2回開催 参加者93名(うち女性56名/講師女性2名) ・青少年リーダー研修会 年4回開催 参加者157名(うち女性65名) ・姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名	A	・男性女性に関わらず事業への参加を依頼。 ・講師に關しても男性女性問わず依頼。	1	◎	◎	・姫路市青少年健育運動推進事業対象校区 69校区 委託金額 8,699,500円 ・少年団体指導者研修会 年2回開催 参加者80名 ・青少年リーダー研修会 年4回開催 参加者150名 ・姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名	ウ	生涯学習課
I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	(7)	食育の充実	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育てるために、食への関心を高め、食に関する適切な知識と食を選択する力を習得し、それを実践する力を育む。	姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」を実施。	姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」 年1回 応募総数 11446 入賞作品 4部門計40作品 (内訳 男子19・女子21) 昨年を大きく上回る応募があり、男子園児児童生徒の応募も多い、入賞作品を掲載した冊子を作成。ホームページにも掲載。	A	男女や年齢(応募対象はあるが園児の場合は、保護者と共に参加)にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」を実施。	ア	健康教育課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管	総合評価	事業計画(予定)		取組方針
I	2	(2)	女性の能力育成・開発(エンパワメント)に向けた啓発の推進	①	エンパワメントを確立するための講座の開催	女性のエンパワメント確立に必要な知識・情報についての講座を開催する。	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催 ・市民企画講座の開催	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ86人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 「在宅ワークの可能性」 6月 全2回 延べ54人受講 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 9月 全3回 延べ95人受講 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催 「アンガーマネジメントで怒りに振りまわされない自分になる」 7月 全3回 延べ128人受講 ・市民企画講座の開催 「イメージマーケティング術」 2月 全2回 延べ55人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催 「アサーティブに私の気持ちを伝えよう」 3月 全2回 延べ64人受講	A	・男女共同参画の推進に配慮した内容	1	◎	◎	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催 ・市民企画講座の開催	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	①	ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催 ・市政出前講座の実施	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ86人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ94人受講(うち男性延べ14人) ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 9月 全3回 延べ95人受講 ・多様なライフスタイル講座の開催 「おひとりさまを乗りきるための準備講座」 2月 全3回 延べ108人受講 ・市政出前講座の実施 「みんなの男女共同参画」1回 「ストップ!DV」17回 「セクシャル・ハラスメントって何?」2回	A	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催 ・市政出前講座の実施	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	①	ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	地域交流事業(人権研修事業)(610千円) 総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る事業において、女性問題も取り上げる。	地域交流事業(人権研修事業)(180千円) 総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る事業において、女性問題も取り上げる。 企業等への人権啓発研修において取り上げた。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	地域交流事業(人権研修事業)(610千円) 総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る事業において、女性問題も取り上げる。	ア	人権啓発課
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	①	ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	人権学習地域講座の開催(市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館綱分館 300人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 200人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 250人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 300人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスバルやすとみ 400人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 250人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	人権学習地域講座の開催(市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館綱分館 215人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 98人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 217人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 186人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 598人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスバルやすとみ 335人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 165人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 159人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	B	子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。	1	◎	◎	人権学習地域講座の開催(市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(水) 図書館綱分館 300人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木) 文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスバルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水) 夢前町 北市民センター 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施	ア	人権啓発センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	②	市民向けの啓発資料の発行	誰もが分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズなどを作成し、配布する。また、外国語版パンフレットの作成についても検討する。	・男女共同参画に関するチラシを作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 ・文化交流課との協議結果を踏まえ、文化交流課国際室発行の外国語生活ガイドブックへ「女性のための相談室」に関する内容を新たに掲載する。	・平成28年2月22日制定の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を平成28年3月に作成・発行した。 発行部数 50,000部 ・文化交流課国際室と協議の結果、同室作成・発行の外国語生活ガイドブック(英語版)へ「女性のための相談室」に関する内容を掲載した。	B	・男女共同参画について分かりやすい内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。 ・男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。	1	◎	◎	・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 ・男女共同参画に関するチラシを作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 ・文化交流課との協議結果を踏まえ、文化交流課国際室発行の外国語生活ガイドブックへ「女性のための相談室」に関する内容を新たに掲載する。	ア	男女共同参画推進課
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	②	市民向けの啓発資料の発行	誰もが分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズなどを作成し、配布する。また、外国語版パンフレットの作成についても検討する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○ウエーブレット第44号特集『更年期を好年期に～自分らしく、イキイキと過ごすために～』 ○ウエーブレット第45号特集『子どもたちを守りたい～みんなで考えよう!家庭・地域でできること』	A	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	②	市民向けの啓発資料の発行	誰もが分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズなどを作成し、配布する。また、外国語版パンフレットの作成についても検討する。	平成27年度作成の外国語生活ガイドブック(英語版)へ「女性のための相談室」を掲載する	平成27年度作成の外国語生活ガイドブック(英語版)へ「女性のための相談室」を掲載した	B	男女共同参画推進課との協議結果に基づき、昨年引き続き掲載した。	2	○	○	平成28年度作成の外国語生活ガイドブック(中国語版)へ「女性のための相談室」を掲載する	ア	文化国際課(国際交流センター)
I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	③	男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	男女共同参画社会の実現をめざして、固定的なジェンダーや性別役割分担意識を変えていくため、講座・講演会等を開催する。	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催 ○主催事業 あいまっせステップ・アップ塾など13講座33回開催予定 ○共催事業 未定	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:238人 ○あいまっせフェスティバル講演会 11月14日(土) テーマ:『女らしくなく、男らしくなく、自分らしく～育児も、家事も、何事も、夫婦二人三脚!～』 講師:露の団姫(落語家)、豊来家大治朗(大神楽曲芸師)夫妻 参加者数:215人 ・講座の開催 ○主催講座 あいまっせステップアップ塾など13講座34回開催 ○共催事業 「自分も他者も大切にするととの関係」など6講座9回開催	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。	1	◎	◎	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがとまらぬいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催 ○主催事業 あいまっせステップ・アップ講座など13講座33回開催予定 ○共催事業 未定	ア	男女共同参画推進センター
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	①	広報紙等による啓発活動の推進	人権に関連するさまざまな情報を収集し、広報紙等による積極的な広報活動を行う。	・広報ひめじ8月号で人権特集を掲載(年1回)	・人権意識を高め、人権問題を身近に考えるため、主管課と協力し、さまざまな啓発・交流活動や事業を掲載した。	B	広報紙を通して、人権に関する市のさまざまな取り組みなどの記事を積極的に発信することで、人権の啓発につながった。	1	◎	◎	・広報ひめじで人権に関する記事を掲載(年1回)	ア	広報課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 慮 状 況	所 管 評 価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	(2)	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	FMゲンキ、姫路ケーブルテレビ等を活用した広報・啓発活動を検討する。	・ホームページに掲載する内容の充実に努めたほか、各種メディアを積極的に活用し、広報・啓発を行った。 ・包括連携協定を締結している兵庫県立大学と「工学ガールのためのサマーCafé」を共同開催した際、参加者に対し、チラシ等の配布による啓発を行った。 ・包括連携協定を締結している兵庫県立大学と「総括シンポジウム～実におもしろい！女性研究者のしごと～」を共同開催した際、参加者へチラシ等を配布して啓発し、姫路ケーブルテレビでの放送による広報を行った。	B	・ホームページに掲載する内容は、男女共同参画について分かりやすい内容とした。 ・各種メディアの活用に当たっては、男女共同参画に関する広報・啓発が効果的に見えることを意識した。	1	◎	◎	FMゲンキ、姫路ケーブルテレビ等を活用した広報・啓発活動を検討する。	ア	男女共同参画推進課
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	(2)	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。	・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、婦人ひめじ、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行った。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシ等の配布を依頼した。	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。	ア	男女共同参画推進センター
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	(2)	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取り組みを積極的に発信することで、啓発につなげる。	・主管課と協力し、日刊紙・民放等への資料提供や記者発表等を実施 ・広報紙への掲載と運動したケーブルテレビ、ラジオを通じて広報活動を実施 ・ホームページを活用した情報提供	B	人権意識を高め、人権問題を身近に考えるため、他課主催の様々な啓発・交流・学習活動を放送した。	1	◎	◎	日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取り組みを積極的に発信することで、啓発につなげる。	ア	広報課
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	(2)	多様なメディアの活用	地域メディアやホームページ等を活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。また、産学官民の連携、ネットワークを活用した広報・啓発活動を検討する。	ホームページにおいて、講演会の開催情報、広報資料を広く紹介する。	講演会の開催を告知した。広報紙ゆいばの記事を全文読めるようにした。	B	女性の人権を取り上げるために分担してテーマごとに資料収集と分析を行った	1	◎	◎	ホームページにおいて、講演会の開催情報、広報資料を広く紹介する。	ア	人権啓発センター
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	(3)	男女共同参画に関するイベントの開催	男女の人権尊重と男女共同参画社会の実現に向け、市民を対象に意識啓発を推進するため、さまざまな分野で活躍している団体やグループの参画によるイベントを開催する。	・あいめっせフェスティバル2015の開催センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介 開催日 11月予定	・あいめっせフェスティバル2015の開催センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発。 開催日 11月14日、15日 参加数 25団体 入場者 2,000人	B	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日時の設定や一時保育を実施。	1	◎	◎	・あいめっせフェスティバル2016の開催センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介 開催日 11月予定	ア	男女共同参画推進センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行【再掲】 5,000部×2回 ・事業報告書の作成【再掲】	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行【再掲】 5,000部×2回 ・事業報告書の作成【再掲】	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行【再掲】 5,000部×2回 ・事業報告書の作成【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	「ふれあい」の発行廃止。在庫分を配布する。毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。	希望者に「ふれあい」在庫分を配布。広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。 パワハラ・セクハラパンフレット作成。	B	性別にとられない視点からの内容、表現となるよう配慮した。	1	◎		毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載。	ア	人権啓発課
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数各5,000部	センター通信「ゆいばる」発行 年4回5月17号、8月18号、11月19号、2月20号 発行部数各5,000部 19号は6000部	B	パネル展と運動させ、人権課題を取り上げた記事を作成、配布した。	1	◎		センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数各5,000部	ア	人権啓発センター
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、「あいめっせ」の事業報告書を充実するなど幅広い情報提供を行う。	標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部	標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部 市民学習資料「ともに学ぶ」 作成部数32,000部	B	女性の人権について作品募集を呼びかけ、関係する作品の応募があった。また、市民向け学習資料を作成し、女性の人権について考える機会を提供した。	1	◎		標語付き人権ポスター 作成部数3,070部 特選作品ポスター 作成部数1,600部 人権作文集「生きる」 作成部数4,000部	ア	人権教育課
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	⑤	地域人権研修等の充実	「人権文化」の定着に向けて、市民自らが開かれた交流活動を積極的に進めるため、研修会や交流事業等を開催する。	地域交流事業(20,202千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	地域交流事業(12,379千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	地域交流事業(20,357千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	ア	人権啓発課
I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	⑥	「男女共同参画週間」等における意識啓発の充実	「男女共同参画週間」にあわせ「人権文化」の定着に向けた市民への意識啓発と女性の参画を促進する。	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:280人(予定) ・あいめっせ写真展 6月18日(木)～7月1日(水) 育児に家事に地域活動に積極的な男性の写真を募集し、応募作品を展示	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:238人 ・あいめっせ写真展 6月18日(木)～7月1日(水) 育児に家事に地域活動に積極的な男性の写真を募集し、応募作品を展示	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日の設定や一時保育を実施。	1	◎	◎	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もががともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ・あいめっせ写真展 6月22日(水)～7月6日(水) 育児に家事に地域活動に積極的な男性の写真を募集し、応募作品を展示	ア	男女共同参画推進センター
I	3	(2)	人権を尊重した表現の定着	①	ジェンダーに敏感な視点に立った市の刊行物等の発行	市民向け刊行物等の表現について、「男女平等に関する表現指針」の活用を庁内でさらに周知するとともに、刊行物等の作成時におけるチェック体制の強化や継続的な働きかけを行う。	ここみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を周知徹底し、市民向け刊行物等の表現について各課で事前にチェックするよう啓発を行う。	・「男女平等に関する表現指針」をホームページに掲載し、市民等へ刊行物等の表現について啓発を行った。 ・ここみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を職員に周知徹底するとともに、市民向け刊行物等の表現について、各課で事前にチェックできるよう、チェックリストを掲載し、啓発を行った。 ・市民向け刊行物等を作成する課からの依頼に基づき、適切な表現について助言した。 ・採用前職員に対する研修において男女平等に関する表現指針を配布し、周知した。	B	男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。	1	◎	◎	ここみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を周知徹底し、市民向け刊行物等の表現について各課で事前にチェックするよう啓発を行う。	ア	男女共同参画推進課
I	3	(3)	男女共同参画に関する調査・研究	①	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	プランの見直しと後期実施計画の作成における基礎資料とするため市民意識調査を実施する。	市民意識調査を実施する。	国の動向等を踏まえて調査項目を決定し、平成28年2月に市民意識調査を実施した。調査対象者は、市内在住の満20歳以上の男女3,000人(無作為抽出)。	B	男女共同参画に関する市民意識について、実施年度間の変化や全国・兵庫県の調査結果と比較できるように配慮することとした。	1	◎	◎	平成28年2月に実施した市民意識調査の集計・分析を実施する。	ウ	男女共同参画推進課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況	平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
I	3	(3)	男女共同参画に関する調査・研究	(2)	男女共同参画に関する資料の収集、提供	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、市民に提供する。	・図書情報コーナーの運営 予算額 2,369千円 (図書購入費等) 図書500冊 DVD8本など	・図書情報コーナーの運営 蔵書等 図書、行政資料、雑誌、など19,754冊 AV(ビデオ・DVD)319本 延貸出数 8,465冊 利用登録者数 2,370人	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・図書情報コーナーの運営 予算額 2,362千円 (図書購入費等) 図書400冊 DVD5本など	ア	男女共同参画推進センター
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	(1)	異文化理解の推進	多文化共生、国際理解教育の推進をめざした講座を開催する。	・国際理解講演会(市)開催予定 年1回 約280名 ・国際理解出前講座(財団)年24回実施予定 ・国際交流ふれあい教室(財団)年3回実施予定	・国際理解講演会(634千円) 11月22日(日) テーマ:「ひとつひとつ、少しずつ。」 講師:鈴木 明子、参加者数:320人 ・国際理解出前講座(財団、180千円) 9公民館 4小学校 1中学校、1高校 ・国際交流ふれあい教室(財団、106千円)年2回実施 第1回 12月6日(日) 第2回 3月13日(日)	A	事業の企画・立案、実施段階で、男女が等しく参加し、事業を享受できるよう、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	・国際理解講演会(市)開催予定 年1回 約280名 ・国際理解出前講座(財団)年24回実施予定 ・国際交流ふれあい教室(財団)年3回実施予定	ア	文化国際課(国際交流センター)
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	(2)	国際交流・協力活動の推進	多彩な国際交流・協力事業を実施し、ボランティアの参画を推進するとともに、各団体が実施する事業を支援する。	・国際交流フェスティバル(市・財団)開催予定 年1回 約900名のボランティア参加 ・国際交流スプリングフェスティバル(市)開催予定 年1回 ・地域交流事業(財団)2地域実施予定	・ひめじ国際交流フェスティバル(市・財団、2,679千円・170千円)10月25日(日) 約1,000人のボランティア参加 ・国際交流スプリングフェスティバル(市、550千円)3月6日(日) ・地域交流事業(財団、123千円)1地域実施 第1回 11月29日(日) 第2回 2月27日(土)	B	事業の企画・立案、実施段階で、男女が等しく参加し、事業を享受できるよう、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	・国際交流フェスティバル(市・財団)開催予定 年1回 約900名のボランティア参加 ・国際交流スプリングフェスティバル(市)開催予定 年1回 ・地域交流事業(財団)2地域実施予定	ア	文化国際課(国際交流センター)
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	(3)	在住外国人の生活基盤の整備	医療、救急・災害時の支援体制の整備や生活情報の提供、相談窓口の充実に、日本語講座を開催する。	・在住外国人のための日本語講座(財団) 初級6クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 中級1クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) ・日本語ボランティア養成講座(市)実施予定 年1回(全3回) 約50名 ・日本語ひろば(財団) ・外国語による生活相談(財団) 市役所市民相談センター(週1回) 国際交流センター(月2回) ・外国語放送による情報発信(財団) 週1回 ベトナム語 FM Genki	・在住外国人のための日本語講座(財団、1,247千円) 初級6クラス×年3期×10回/1期 中級1クラス×年3期×10回/1期 中級1クラス×年3期×10回/1期 ・日本語ボランティア養成講座(市、93千円)年1回 8月22(土)、23(日)、9/5(土) 参加者:52名 ・日本語ひろば(財団、218千円) ・外国語による生活相談(財団、484千円) 市役所市民相談センター(週1回) 国際交流センター(月2回) ・外国語放送による情報発信(財団、601千円)ベトナム語	A	事業の企画・立案、実施段階で、男女が等しく参加し、事業を享受できるよう、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	・在住外国人のための日本語講座(財団) 初級6クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 中級1クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) 中級2クラス×年3期×10回/1期(各クラス20名) ・日本語ボランティア養成講座(市)実施予定 年1回(全3回) 約50名 ・日本語ひろば(財団) ・外国語による生活相談(財団) 市役所市民相談センター(週1回) 国際交流センター(月2回) ・外国語放送による情報発信(財団) 週1回 ベトナム語 FM Genki	ア	文化国際課(国際交流センター)

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	④	個人の多様な生き方の尊重と理解の促進	性的指向を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害などのある人々についての理解・啓発を進める。	地域交流事業(20,202千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行うなかで、個人の多様な生き方の尊重と理解の促進を図る。	地域交流事業(12,379千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。企業等への人権啓発研修でテーマとして取り上げた。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	地域交流事業(20,357千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	ア	人権啓発課
I	3	(4)	多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり	④	個人の多様な生き方の尊重と理解の促進	性的指向を理由として困難な状況に置かれている人、性同一性障害などのある人々についての理解・啓発を進める。	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館綱干分館 300人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 200人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 250人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 300人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスバルやすとみ 400人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 250人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館綱干分館 215人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 98人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 217人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 186人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 598人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスバルやすとみ 335人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 165人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 159人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	B	子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。	1	◎	◎	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(水) 図書館綱干分館 300人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木) 文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスバルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水) 夢前町 北市民センター 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施	ア	人権啓発センター
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	①	関係機関の支援内容の把握と連携	女性に対する暴力を排除するために活動している関係機関の支援内容を把握し、連携を図る。	・相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 ・庁内関係課による連携会議を各課持ち回りで開催	・相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 ・姫路市DV防止庁内ネットワーク会議の開催 11月5日(木)【再掲】 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催「自分も他者も大切にすると人の関係」 9月 全3回 延べ37人受講	B	・被害者がほとんど女性であることに特に配慮して相談業務や講座を行った。	1	◎	◎	・相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 ・庁内関係課による連携会議を各課持ち回りで開催	ア	男女共同参画推進センター
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	①	関係機関の支援内容の把握と連携	女性に対する暴力を排除するために活動している関係機関の支援内容を把握し、連携を図る。	・県女性家庭センターや裁判所等が主催する会議に出席するとともに庁内DVネットワーク会議を開催する。	・県女性家庭センター、裁判所等が主催する会議に出席するとともに庁内DVネットワーク会議を開催	B	関係機関との連携を図ることに配慮した。	2	○	○	・県女性家庭センターや裁判所等が主催する会議に出席するとともに庁内DVネットワーク会議を開催する。	イ	地域福祉課
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	②	暴力に抗するための講座・講演会の開催	女性があらゆる暴力から身を守るための講座・講演会を開催する。	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全3回 延べ128人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 9月 全3回 延べ37人受講	B	・女性があらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	③	男女間における暴力に関する調査の実施	女性に対する暴力に関する市民の意識や被害の実態等を把握し、被害者が必要とする援助のあり方を検討する。	被害者が必要とする援助のあり方を関係課が検討する際の基礎資料となるよう、DVIに関する項目を一部盛り込んだ市民意識調査を実施する。	DVIに関する項目を一部盛り込み、平成28年2月に市民意識調査を実施した。調査対象者は、市内在住の満20歳以上の男女3,000人(無作為抽出)。	B	市民意識調査の実施の際、女性に対する暴力に関する意識等も一部把握できるように配慮することとした。	1	◎	◎	被害者が必要とする援助のあり方を関係課が検討する際の基礎資料となるよう、DVIに関する項目についても集計・分析を実施する。	ウ	男女共同参画推進課
I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	④	女性に対する暴力防止のための関係機関と連携した啓発	女性に対するあらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携した啓発活動を実施する。特にこれらの問題への理解が遅れがちな男性への啓発を行う。	・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示	・中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議への参加 3月4日(水) ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示	B	・女性へのあらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画			担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)		取組方針
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	①	相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	・DV相談件数 577件 ・DV証明発行 17件	B	被害者が安心して相談できるよう配慮した。	2	○	○	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	イ	地域福祉課
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	②	被害者の安全確保	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	・保護命令申立支援 3件 ・一時保護件数 6件	B	被害者の安全が確保できるよう配慮した。	2	○	○	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	イ	地域福祉課
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 9月 全3回 延べ95人受講 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全3回 延べ128人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 9月 全3回 延べ37人受講 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	B	・女性があらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	○	・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が自立するための住宅確保、就労、心身の回復等に向けた支援を関係機関と連携して行う。	・関係部署と連携し被害者の経済的支援や就労支援等を行った。	B	被害者が必要とする支援を行うよう配慮した。	2	○	○	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が自立するための住宅確保、就労、心身の回復等に向けた支援を関係機関と連携して行う。	イ	地域福祉課
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	・母子・父子自立支援員の研修実施 ・就労相談員(兼就業支援専門員)による支援 ・離婚前のDV被害者(保護命令)への児童扶養手当給付	・母子・父子自立支援員の研修実施 4回 ・母子・父子自立支援員による相談 153件 ・就労相談員兼就労支援専門員による相談 20件	B	・自立や問題解決に向けての支援を実施した。 ・ハローワークと連携し、就労支援を実施した。	1	◎	◎	・母子・父子自立支援員及び就労相談員兼就労支援専門員による支援	ア	こども支援課
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。	随時相談などに対応した。	B	男女の固定的な役割分担等にとられないよう配慮した。	2	○	○	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。	ウ	保健所健康課
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また継続的な支援のための講座等の開催や情報提供を行う。	DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとする。	DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとしたが、該当者はなかった。	C	DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとする。	2	△	△	DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、一般申込者に比べて入居当選確率を2倍にすることとする。	ウ	住宅課
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	④	民間支援団体との連携・協働	DV被害者への支援活動を行っている団体に対する支援について調査・研究を行う。	・他都市の取り組み等を参考に検討する。	支援活動を行っている団体に関する情報収集に努めたが、市内にはなく、神戸市の団体の話を聞くにとどまり、具体的な支援の研究にまでは至らなかった。	C	情報収集に当たっては関係課との連携を図るとともに、取組みを促した。	2	△	△	・他都市の取り組み等を参考に検討する。	エ	男女共同参画推進センター
I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	④	民間支援団体との連携・協働	DV被害者への支援活動を行っている団体に対する支援について調査・研究を行う。	他都市の取り組み等を参考に検討する。	民間支援団体との取組について、近畿圏内中核市以上10市と兵庫県内12市に照会を行った。	C	市内に支援活動団体がいない現状ではあるが、民間支援団体との連携・協働に向け、支援団体について調査を行った。	1	○	○	他都市の取り組み等を参考に検討する。	エ	地域福祉課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
I	4	(3)	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	①	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 ・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・均等法改正のポイントチラシの窓口配付 ・関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
I	4	(3)	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	②	パワーハラスメント等防止のための啓発	研修や講座の開催により、パワーハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発を行う。	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全3回 延べ128人受講 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	B	・あらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
I	4	(4)	児童虐待の防止と対策の強化	①	専門的・総合的な相談支援機能の充実と質の向上	相談支援技術の研修機会を充実させるとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能を充実させる。	・家庭児童相談員の研修実施 ・要保護児童対策地域協議会の運営	・家庭児童相談員の研修実施 12回 ・要保護児童対策地域協議会の運営 代表者会議 1回 連絡会議 12回 ケース検討会議 93回	B	相談支援機能の向上と関係機関との連携の充実を図った。	1	◎	◎	・家庭児童相談員の研修実施 ・要保護児童対策地域協議会の運営	ア	こども支援課
I	4	(4)	児童虐待の防止と対策の強化	②	児童虐待の早期発見、適切な支援体制の確立	意識啓発等、児童虐待防止のための取り組みを推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させる。	・要保護児童対策地域協議会の運営	・児童福祉法に定めのある要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議、ケース検討会議を実施した。 代表者会議 1回 連絡会議 12回 ケース検討会議 92回	B	・男女の固定的な役割分担にとらわれないことのない委員構成となっている。	1	◎	◎	・要保護児童対策地域協議会の運営	ア	こども支援課
I	4	(5)	高齢者への虐待防止	①	高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実	高齢者虐待の疑いがある場合は、必要に応じて、高齢者保護のための適切な措置を講ずる。また、養護者に対する支援も行う。	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会は委託により実施する。	【権利擁護に関する研修会】 2回 (権利擁護フォーラム1回、虐待対応研修1回)	A	男女の区別なく、生命尊重、権利を守る目的で対応し、養護者に関しても支援を行っている。	2	○	○	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会は委託により実施する。	イ	地域包括支援課
I	4	(6)	障害者への虐待防止	①	障害者への虐待の防止	障害のある人への虐待防止のため、関係機関の連携体制を構築するとともに、虐待対応の窓口となる市障害者虐待防止センターを中心に、円滑な支援を行う。	障害者虐待防止センターを運営	障害者虐待防止センターを運営	B	性別に関わらず、障害者への虐待防止のための障害者虐待防止センターを運営している。	1	◎	◎	障害者虐待防止センターを運営	ア	障害福祉課
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	①	男女共同参画に関する講座・講演会等の開催(再掲)	男女共同参画社会の実現をめざして、固定的なジェンダーや性別役割分担意識を変えていくため、講座・講演会等を開催する。	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとらわれない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月14日(土) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催【再掲】 ○主催事業 あいまっせステップ・アップ塾など13講座33回開催予定 ○共催事業 未定	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとらわれない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:238人 ○あいまっせフェスティバル講演会 11月14日(土) テーマ:『女らしくなく、男らしくなく、自分らしく～育児も、家事も、何事も、夫婦二人三脚～』 講師:露の団姫(落語家)、豊来家大治朗(大神楽曲芸師)夫妻 参加者数:215人 ・講座の開催【再掲】 ○主催講座 あいまっせステップアップ塾など13講座34回開催 ○共催事業 「自分も他者も大切にする人との関係」など6講座9回開催	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・講座の開催 ○主催事業 あいまっせステップ・アップ講座など13講座33回開催予定 ○共催事業 未定	ア	男女共同参画推進センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	(2)	マタニティサポート教室(ママ/パパ教室)の開催	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	『子育て手帳』の交付 妊娠・出産包括支援事業について、検討実施	『子育て手帳』の交付実施 計 4,753人 妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援の実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容に配慮し、父親の育児参加について啓発を行った。	1	◎	◎	『子育て手帳』の交付 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	イ	保健所健康課
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	(3)	乳幼児健康診査及び健康相談事業での子育て支援	乳幼児健康診査や健康相談で育児についての男女協働の意義を啓発し、子育てを支援する。	乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 172回/年 乳幼児精密相談 ・発達クリニック 12回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 48回/年 7か月児の健康相談 96回/年 妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 子育て支援事業 ・出生前小児保健指導 ・食育推進事業 ・食育講座 2回/年 ・幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 90回/年	乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 172回/年 乳幼児精密相談 ・発達クリニック 12回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 48回/年 7か月児の健康相談 96回/年 妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 訪問4,575件、訪問率97.9%(10,894千円) 子育て支援事業 ・出生前小児保健指導 ・食育推進事業 ・食育講座 83回/年 ・幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 522回/年	B	子育てや介護中の人、また、父親にも参加しやすい教室等の運営を心がけた。	1	◎	◎	乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 172回/年 乳幼児精密相談 ・発達クリニック 12回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 48回/年 7か月児の健康相談 96回/年 妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 子育て支援事業 ・出生前小児保健指導 ・食育推進事業 ・食育講座 60回/年 ・幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 500回/年	イ	保健所健康課
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	(4)	子育て教室等の開催	男女共同参画社会の意識を踏まえて、さまざまな子育て教室を開催する。	宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 年間活動予定回数:308回 参加予定人数:延23,000人	宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 年間活動回数:306回 参加人数:延20,217人	B	男女の固定的な役割分担が意識定着しないようイベントを企画実施した。	1	◎	◎	宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 年間活動予定回数:314回 参加予定人数:延23,000人	ア	星の子ステーション
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	(4)	子育て教室等の開催	男女共同参画社会の意識を踏まえて、さまざまな子育て教室を開催する。	・子育て講演会の開催 11回 ・子育て家庭支援講座の実施 5回	・子育て講演会の開催 12回 ・子育て家庭支援講座の開催 5回	B	一時保育の実施	1	◎	◎	・子育て講演会の実施 12回 ・子育て家庭支援講座の開催 5回	ア	こども支援課
II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	(4)	子育て教室等の開催	男女共同参画社会の意識を踏まえて、さまざまな子育て教室を開催する。	・あすなる教室 108教室開催予定(8,877千円) ・杉の子教室 44教室開催予定(3,588千円) ・ふた葉教室 20教室開催予定(1,032千円) ・父親教室 46教室開催予定(2,363千円) ・お茶の間教室 10教室開催予定(150千円) ・リーダー育成(326千円) ふた葉教室運営委員交流会 杉の子教室・あすなる教室新旧運営委員交流会	・あすなる教室 108教室開催(7,708千円) ・杉の子教室 37教室開催(2,762千円) ・わか葉教室 7教室開催(333千円) ・ふた葉教室 14教室開催(712千円) ・父親教室 37教室開催予定(1,678千円) ・お茶の間教室 10教室開催予定(145千円) ・リーダー育成(196千円) 杉の子教室・あすなる教室新旧運営委員交流会	B	・父親の子育て参加を目指した父親教室を開催した。 ・子育て中の女性が参加しやすいように開設説明会や交流会で一時保育を行った。 ・女性が教室の企画や運営に参加しやすいように配慮した。	1	◎	◎	・あすなる教室 108教室開催予定(8,881千円) ・杉の子教室 37教室開催予定(3,023千円) ・わか葉教室 7教室開催予定(369千円) ・ふた葉教室 20教室開催予定(1,037千円) ・父親教室 46教室開催予定(2,325千円) ・お茶の間教室 10教室開催予定(150千円)	エ	生涯学習課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
Ⅱ	1	(2)	ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	①	男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせる。なお、それぞれの市立保育所・こども園では、以下のとおり生活発表会を実施予定。 ・回数 年に1回から数回の範囲内 ・参加者 入所児童、保育士、保護者 ・実績 保育所費・運営費の一部で支出 男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施します。	生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせた。なお、それぞれの市立保育所では、以下のとおり生活発表会を実施した。 ・回数 年に1回から数回の範囲内 ・参加者 入所児童、保育士、保護者 ・実績 保育所費・運営費の一部で支出 男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施した。	B	・特に、男女の固定的な役割分担にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせる。なお、それぞれの市立保育所・こども園では、以下のとおり生活発表会を実施予定。 ・回数 年に1回から数回の範囲内 ・参加者 入所児童、保育士、保護者 ・実績 保育所費・運営費の一部で支出 男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施します。	ア	こども保育課
Ⅱ	1	(2)	ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	①	男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	幼稚園訪問時において、37園に男女平等教育の推進の指導する。	37園で男女平等教育を実践した。	B	男女の平等や相互理解、協力について適切に指導するなど、一人一人の個性や能力を活かす教育を推進した。	1	◎	◎	幼稚園訪問時において、37園に男女平等教育の推進の指導する。	ア	学校指導課
Ⅱ	1	(2)	ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	①	男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	市立幼稚園15園(こども園を含む)へ指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導する。	市立幼稚園15園へ指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導した。	B	男女にとらわれず、自分らしさを大切にした保育活動が展開された。	1	◎	◎	市立幼稚園12園(こども園を含む)へ指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導する。	ア	人権教育課
Ⅱ	2	(1)	人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	①	男女平等教育副読本等の活用	男女平等教育副読本や「デートDV」の冊子等を活用し、道徳の時間をはじめ学校教育のあらゆる場面で男女平等教育を推進する。また、中学・高校生向けの資料作成について検討する。	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 小学校23校、中学校12校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行う。	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導した。 小学校23校、中学校12校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行った。	B	学校における男女平等教育を推進することができた。	1	◎	◎	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 小学校24校、中学校11校、特別支援学校1校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行う。	ア	人権教育課
Ⅱ	2	(1)	人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	②	男女平等教育の推進状況調査の実施と啓発	男女平等教育副読本等の使用状況と男女平等教育の推進状況調査を実施する。	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査を行い、その結果を公表する。	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査を行い、その結果を公表した。	B	各小中学校に調査結果を公表し、次年度への基礎資料とした。	1	◎	◎	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査を行い、その結果を公表する。	ア	人権教育課
Ⅱ	2	(1)	人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	③	隠れたカリキュラムの見直し	男女平等の意識づくりを進め、男女混合名簿の導入・活用に努めるとともに、さまざまな学習機会等の均等化を図る。	学校で使用する名簿を男女混合にする意義について指導するとともに、提出文書を男女混合に指定する。	学校で使用する名簿を男女混合にするよう指導した。	B	男女平等の意識を高めるために配慮した。	1	◎	◎	学校で使用する名簿を男女混合にする意義について指導するとともに、提出文書を男女混合に指定する。	ア	人権教育課
Ⅱ	2	(2)	教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進	①	教職員研修の充実	管理職をはじめ教職員の意識改革を促すとともに、男女平等教育のさらなる充実を図るために、男女平等に関する内容についての研修を行う。	・課題研修 月日：平成27年9月16日 内容：人権教育 ・課題研修 月日：平成27年12月1日 内容：性別違和	・課題研修 開催日：平成27年9月16日 内容：人権教育 参加者：110名 研修を通して、人権意識の向上と学びの深化を図った。 ・課題研修 開催日：平成27年12月1日 内容：性別違和 参加者：116名 自身の性に違和感を持つ人々への適切な対応や配慮等について研修を深めた。	B	男女共同参画社会の基盤となる人権感覚の一層の醸成と向上を図るため、男女共同参画の視点も取り入れつつ人権に関わる教育課題についての研修を企画・実施した。	2	○	○	・課題研修 月日：平成28年11月30日 内容：人権教育	ア	教育研修課
Ⅱ	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	①	コミュニケーション能力の充実と向上	学校の教育活動全体を通じて、互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うための能力を培う。	「道徳の時間」をはじめ、全教育活動の中で、役割演技・ロールプレイ等の参加型の手法も活用し、互いの考えや立場を伝え理解しあう能力を高める。	言語活動の充実を図るよう指導した。	B	様々な教育活動において、子どもたちが互いの考え等を伝え、理解し合う場面を設定するよう配慮した。	1	◎	◎	「道徳の時間」をはじめ、全教育活動の中で、役割演技・ロールプレイ等の参加型の手法も活用し、互いの考えや立場を伝え理解しあう能力を高める。	ア	人権教育課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に配慮した内容	配座状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
II	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	②	いじめの根絶	いじめを未然に防止するために、他者の考えや気持ちなどを共感的に理解する力、物事の善悪を正しく判断する力、他者との人間関係を調節する能力等を育成する。	健全な自尊心の育成をめざし、判断力・問題回避力・人間関係力等を育てる「ライフスキル教育プログラム」を研究・実践する。 研究・実践校 市内3中学校区	3中学校4小学校でライフスキル教育を実践した。	A	学習形態や内容を工夫し、男女が互いに意見を聞きあったり活動しあったりできるようにすめた。	1	◎	◎	全市でライフスキル教育を実践する。教職員向けにライフスキル教育研修を実施する。	ア	学校指導課
II	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	②	いじめの根絶	いじめを未然に防止するために、他者の考えや気持ちなどを共感的に理解する力、物事の善悪を正しく判断する力、他者との人間関係を調節する能力等を育成する。	①いじめ防止人権学習 対象：市立35中学校(原則1年生) 学習形態：ワークショップ及び講演会 ②いじめ防止リーフレット 配付対象：全小中学生	①いじめ防止人権学習 対象：市立35中学校(原則1年生) 学習形態：ワークショップ及び講演会 ②いじめ防止リーフレット 配付対象：全小中学生	A	いじめの未然防止のために、いじめについての認識を深めるとともに自尊感情や人間関係を高めることができるプログラムを設定した。	1	◎	◎	①いじめ防止人権学習 対象：市立35中学校(原則1年生) 学習形態：ワークショップ及び講演会 ②いじめ防止リーフレット 配付対象：全小中学生	ア	人権教育課
II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①	個性・能力・資質を尊重した生徒指導、進路指導の充実	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、教職員の共通理解のもと、個性を尊重した生徒指導を推進する。	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないような進路指導及び個性を尊重した生徒指導を推進するように指導する。(年間180回)	145学校園の訪問時等で男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導した。	B	中学校においては、自己の将来を描き、学ぶことや働くことの意義・役割を理解できることを指導するための進路学習ノート「ゆめ」等を活用した。	1	◎	◎	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないような進路指導及び個性を尊重した生徒指導を推進するように指導する。(年間180回)	ア	学校指導課
II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	②	キャリア教育の充実	子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、全教育活動を通して男女共同参画の視点に立ち、計画的・組織的にキャリア教育を展開する。	中学校2年生を対象に、1週間、地域において生徒の主体性を尊重した、職場での体験等、様々な体験活動を行うトライやる・ウィークを実施する。	トライやる・ウィーク等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育んだ。	B	トライやる・ウィーク等を通して、発達の段階に応じて自己の「生き方」を見つめる機会を設けた。	1	◎	◎	中学校2年生を対象に、1週間、地域において生徒の主体性を尊重した、職場での体験等、様々な体験活動を行うトライやる・ウィークを実施する。	ア	学校指導課
II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	③	女子学生・生徒の理工系分野進学促進	男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう進路指導を充実させる。	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に基づいた進路指導を推進するように指導する。(年間180回) 兵庫県立大学等との連携に努める。	145学校園の訪問時等で男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導した。	B	中学校においては、自己の将来を描き、学ぶことや働くことの意義・役割を理解できることを指導するための進路学習ノート「ゆめ」等を活用した。	1	◎	◎	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、男女共同参画の視点に基づいた進路指導を推進するように指導する。(年間180回) 兵庫県立大学等との連携に努める。	ア	学校指導課
II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	①	ジェンダー問題に関する市民講師の育成	ジェンダーに敏感な視点を持った講師等を養成する講座の開催や、講座修了生の自主グループに対する活動支援により市民講師を育成するとともに、県の市民講師紹介事業と連携し、その活用を図る。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・講座修了生の自主活動グループを支援し、市民講師の育成を図る。 ・子育て教室などへ男女共同参画講座をPRする。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ56人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・市民企画講座の開催【再掲】 2月 全2回 延べ55人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・講座修了生の自主活動グループを支援し、市民講師の育成を図る。 ・子育て教室などへ男女共同参画講座をPRする。	ア	男女共同参画推進センター
II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	②	地域における学習機会の提供	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	・市政出前講座の実施【再掲】 ・公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。	・市政出前講座の実施【再掲】 「みんなの男女共同参画」1回 「ストップDV」7回 「セクシャル・ハラスメントって何？」2回	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・市政出前講座の実施【再掲】 ・公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。	ア	男女共同参画推進センター
II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	②	地域における学習機会の提供	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとらわれない講座を開催する。	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する 男性料理教室 35公民館で開催予定 実施回数 250回 参加者数 4,100名	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する 男性料理教室 28公民館で開催 実施回数 279回 参加者数 4,266名	A	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催している。	1	◎	◎	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する 男性料理教室 30公民館で開催予定 実施回数 203回 参加者数 3,200名	ア	生涯学習課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	①	一時保育付き講座・講演会の拡充	一時保育付き講座・講演会の継続開催及びその拡充を進める。	・主催事業(講演会・講座・フェスティバル等)や共催事業において一時保育を実施する。	・主催事業(講演会・講座等)や共催事業において一時保育を実施した。 (講座等20件、講演会2件) 一時保育利用者延べ95人(有料:講座66人、講演会4人、映画上映会4人、無料:講座11人、あいまっせフェスティバル3人、チャレンジ相談4人、法律相談3人)	A	・年度の後半から対象年齢を満1歳に変更し、子育て世代、孫育て世代が事業に参加しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	・主催事業(講演会・講座・フェスティバル等)や共催事業において一時保育を実施する。	ア	男女共同参画推進センター
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	①	一時保育付き講座・講演会の拡充	一時保育付き講座・講演会の継続開催及びその拡充を進める。	一時保育付き子育て講演会の開催 60回	一時保育付き子育て講演会の開催 52回	B	日曜日に開催、一時保育の実施	1	◎	◎	一時保育付き子育て講演会の開催 60回	ア	こども支援課
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	②	ホームページによる学習情報等の提供	ホームページ等を活用し、さまざまな生涯学習等の情報を提供する。	・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載する。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載する。	・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載した。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載した。	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載する。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載する。	ア	男女共同参画推進センター
II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	②	ホームページによる学習情報等の提供	ホームページ等を活用し、さまざまな生涯学習等の情報を提供する。	・全公民館65館でホームページを作成しており、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信していく。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努める。	・全公民館65館でホームページを作成しており、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信した。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努めた。	B	・各公民館事業や行事等の情報を発信した。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努めた。	1	◎	◎	・全公民館67館でホームページを作成し、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信した。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努める。	ア	生涯学習課
II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	①	メディア・リテラシーを確立するための講座の開催	メディア・リテラシーを確立するための講座を開催する。	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ56人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	②	違法・有害な情報に関するメディアにおける対策の推進	新たなメディアを使った違法・有害情報への対策の充実を図る。	地域交流事業(20,202千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行うなかで、違法・有害な情報に関するメディアに対する啓発を行う。	地域交流事業(12,379千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	地域交流事業(20,357千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	ア	人権啓発課
II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	②	違法・有害な情報に関するメディアにおける対策の推進	新たなメディアを使った違法・有害情報への対策の充実を図る。	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館綱分館 300人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 200人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 250人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 300人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスパルやすとみ 400人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 250人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 200人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館綱分館 215人 講師・・・関根 聡 第2回 6月3日(水) 置塩公民館 98人 講師・・・長畑 忠史 第3回 6月17日(水) 文化センター小ホール 217人 講師・・・幸田 英二 第4回 7月8日(木) 花の北市民広場 186人 講師・・・榎井 縁 第5回 7月29日(水) 生涯学習大学校講堂 598人 講師・・・太田 篤志 第6回 8月20日(木) ネスパルやすとみ 335人 講師・・・森井 昌克 第7回 9月8日(火) 東市民センター 165人 講師・・・源 淳子 第8回 11月5日(木) 香寺公民館 159人 講師・・・神原 文子 全会場で「一時保育」を実施	B	子育てや介護中の受講者が人権学習地域講座に参加できるように、1歳～5歳児の保育を実施した。	1	◎	◎	人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5月11日(月) 図書館綱分館 300人 講師・・・榎井 縁 第2回 6月6日(月) 生涯学習大学校講堂 550人 講師・・・神原 文子 第3回 6月23日(木) 文化センター小ホール 250人 講師・・・長畑 忠史 第4回 7月4日(月) 花の北市民広場 300人 講師・・・幸田 英二 第5回 7月27日(水) ネスパルやすとみ 400人 講師・・・源 淳子 第6回 8月24日(水) 夢前町 北市民センター 講師・・・太田 篤志 第7回 9月9日(金) 東市民センター 250人 講師・・・関根 聡 第8回 11月15日(火) 香寺公民館 200人 講師・・・森井 昌克 ※全会場で「一時保育」を実施	ア	人権啓発センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)		取組方針
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	①	若い世代を中心にした講座・講演会等の開催	男女共同参画の視点に立った、若い世代(高校生以上)の関心を引くような講座・講演会等を開催する。	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月14日(土) テーマ:未定 講師:未定 ・高校生を対象とした出前講座の実施	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:238人 ○あいまっせフェスティバル講演会 11月14日(土) テーマ:『女らしくなく、男らしくなく、自分らしく～育児も、家事も、何事も、夫婦二人三脚!～』 講師:露の団姫(落語家)、豊来家大治朗(大神楽曲芸師)夫妻 参加者数:215人 ・高校生を対象とした「デートDV」出前講座 7回 約1,505人	A	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。	1	◎	◎	・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) ○あいまっせフェスティバル講演会 11月(予定) テーマ:未定 講師:未定 ・高校生を対象とした出前講座の実施	ア	男女共同参画推進センター
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	①	若い世代を中心にした講座・講演会等の開催	男女共同参画の視点に立った、若い世代(高校生以上)の関心を引くような講座・講演会等を開催する。	・PASEリ(青少年運営委員会)の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 PASEリメンバー 10名中、5名女性目標 ・青少年センターイベントにおいて男性女性に関わらず、参加(出演を含む)・企画を呼びかける。	・PASEリ(青少年運営委員会)の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 PASEリメンバー 12名中、10名女性 ・青少年センターイベントにおいて男性女性に関わらず、参加を呼びかけた。(活動発表を行った参加者52名中35名女性)	A	・男性女性に関わらずメンバーを募集。また、活動においても性別を問わず男女の参画により実施。	1	◎	◎	・PASEリ(青少年運営委員会)の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 PASEリメンバー 10名中、5名女性目標 ・青少年センターの行事において男性女性に関わらず、参加を呼びかける。	ウ	生涯学習課
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	②	若者向けの啓発資料の作成	若者を対象とした男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	平成25年3月発行の若者向け男女共同参画啓発資料「Welcome! みんないきいき男女共同参画社会」を市立中学校1年生へ配布し、周知する。 (2・3年生には過年度に配布済)	平成25年3月発行の若者向け男女共同参画啓発資料「Welcome! みんないきいき男女共同参画社会」を平成27年7月に市立中学校1年生へ配布し、周知した。 配布部数 5,510部 (2・3年生には過年度に配布済)	B	・男女共同参画について中学生等でも分かりやすい内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。	1	◎	◎	平成25年3月発行の若者向け男女共同参画啓発資料「Welcome! みんないきいき男女共同参画社会」を市立中学校1年生へ配布し、周知する。 (2・3年生には過年度に配布済)	ア	男女共同参画推進課
II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	②	若者向けの啓発資料の作成	若者を対象とした男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○ウエーブレット第45号特集『子どもたちを守りたい!～みんなで考えよう!家庭・地域でできること』	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
III	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	①	ポジティブ・アクションの認識の徹底	企業や民間団体等、さまざまな組織の意思形成や方針決定に女性が積極的に参画できるようにパンフレット等による意識啓発を行う。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○(ウエーブレット第44号特集『更年期を好年期に!～自分らしく、イキイキと過ごすために～』) ○ウエーブレット第45号特集『子どもたちを守りたい!～みんなで考えよう!家庭・地域でできること』 ・関係機関のポスター館内掲示を行うとともに、資料を収集し、図書情報コーナーに配置した。	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
III	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	②	あらゆる領域での女性登用の積極的拡大と推進	さまざまな機会を利用しポジティブ・アクションの導入を啓発し、女性の登用と参画を推進する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う。【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ○(ウエーブレット第44号特集『更年期を好年期に!～自分らしく、イキイキと過ごすために～』) ○ウエーブレット第45号特集『子どもたちを守りたい!～みんなで考えよう!家庭・地域でできること』 ・関係機関のポスター館内掲示を行うとともに、資料を収集し、図書情報コーナーに配置した。【再掲】	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・関係機関からのポスターの館内掲示、資料収集などを行う。【再掲】	ア	男女共同参画推進センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 置 状況	所 管 評 価	総合 評 価		事業計画(予定)	取組 方針
Ⅲ	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	③	政策決定等に関する学習・研修機会の充実	働く女性も参加しやすい曜日等を考慮し、政策決定能力やリーダーシップなどに関する講座を開催する。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ56人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全3回 延べ128人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同開催 働く女性のためのステップアップセミナーin姫路「自分も職場もイキイキと」 12月 1回 34人受講	B	・働いている人が参加しやすい曜日に開催した。 ・一時保育を実施した。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
Ⅲ	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	④	企業・民間団体を対象にした出前講座の実施	企業・民間団体からの要請に対し、市民講師等を派遣する。	・市政出前講座の実施【再掲】	・市政出前講座の実施【再掲】 「みんなの男女共同参画」1回 「ストップDV」7回 「セクシャル・ハラメントって何？」2回	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・市政出前講座の実施【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
Ⅲ	1	(2)	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①	学校教育分野における女性の参画拡大	総合教育センターでの研修による資質の向上を図る。	・校長研修会 月日:平成27年10月9日 内容:人権教育 参加者:95名 ・初任者研修会 月日:平成27年9月8日 内容:人権教育	・校長研修会 開催日:平成27年10月9日 内容:人権教育 参加者:95名 管理職として、人権意識を磨き、資質の向上を図った。 ・初任者研修 開催日:平成27年9月8日 内容:人権教育 参加者:73名 人権教育の基本について学び、意識の向上を図った。 ・特別セミナー 開催日:平成27年10月3日 内容:性別違和 参加者:117名 男女共同参画推進センターと共同開催。自分の性に違和感を持つ子供たちの理解と対応について研修を深めた。	A	・校長研修では、リーダーとして教職員の人権意識の向上を図り、適切な役割分担等を通して学校運営の活性化の推進につなげる研修内容とした。 ・初任者研修では、人権教育の現状と内容について理解し、男女共同参画の視点も含め、姫路の人権教育の取組について学ぶ内容とした。 ・性的少数者や性同一性障害について正しく理解し、多様な生き方について考える機会として実施した。	1	◎	◎	・校長研修 月日:平成28年11月1日 内容:人権教育 ・初任者研修 月日:平成28年9月6日 内容:人権教育	ア	教育研修課
Ⅲ	1	(3)	科学技術・学術分野における男女共同参画の推進	①	女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	女性研究者が活躍できる環境を整備するために、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。	市内の大学が実施する理工系に進学する女子生徒等を応援する事業に協力し、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。	・包括連携協定を締結している兵庫県立大学と「工学ガールのためのサマーCafe」を共同開催し、女子生徒に対し、理工系分野への進学についての意識啓発を行った。 参加者数 79人(うち女子生徒は50人) ・包括連携協定を締結している兵庫県立大学と「総括シンポジウム～実におもしろい！女性研究者のしごと～」を共同開催し、理工系分野の仕事やワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行った。 参加者数121人(うち大学生・院生12人、一般市民29人)	B	理工系分野における男女共同参画の推進につながる取組みとした。	1	◎	◎	市内の大学が実施する理工系に進学する女子生徒等を応援する事業に協力し、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。	ア	男女共同参画推進課
Ⅲ	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	①	女性委員比率の目標達成に向けた管理	審議会等における女性委員比率35%の目標値の着実な達成に向けて働きかけを強化する。	・審議会等への女性の登用状況を調査する。 ・庁内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、「姫路市審議会等委員への女性の登用促進に関する指針」に基づき、関係各課に対し女性の登用について協力を要請する。 ・審議会等への女性の登用について、積極的な施策を検討する。	・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 女性委員比率(平成28年3月31日現在)25.8% ・「姫路市審議会等委員への女性の登用促進に関する指針」に基づき、各審議会等の所管課に対し、委員改選4か月前に女性の登用促進への協力を依頼する文書を出した。 ・政令市・中核市における積極的改善措置に関する規定について研究し、条例案の参考にした。	B	積極的な女性の登用、参画を促した。	1	◎	◎	・審議会等への女性の登用状況を調査する。 ・庁内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、「姫路市審議会等委員への女性の登用促進に関する指針」に基づき、関係各課に対し女性の登用について協力を要請する。 ・審議会等への女性の登用について、積極的な施策を検討する。	ウ	男女共同参画推進課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況	平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課			
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 慮 状況	所 管 評 価		総合 評価	事業計画(予定)	取組 方針
Ⅲ	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	②	各種審議会等における女性の積極的登用の促進	各種審議会等委員への女性の登用促進の方策を検討し、女性委員比率を高めるとともに、女性のいない審議会の解消に努める。また女性の割合が低率にとどまっている要因を検討し、その要因の改善について働きかける。	・プラン推進本部長決定による事前協議制について周知・徹底する。 ・事前協議書の提出があった担当課へヒアリングを行い、女性の登用について協力を依頼する。 ・審議会等への女性の登用について、積極的な施策を検討する。 ・委員改選の4か月前に担当課へ女性委員の比率向上を依頼する。 ・事前協議制からより強制力のある制度を検討する。	・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 ・女性が0の審議会等の数(平成28年3月31日現在) 9 ・市内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、プラン推進本部長決定による事前協議制について周知した。 ・「姫路市審議会等委員への女性の登用促進に関する指針」に基づき、各審議会等の所管課に対し、委員改選4か月前に女性の登用促進への協力を依頼する文書を発出するとともに、事前協議制について周知した。 ・事前協議書の提出があった審議会等の所管課にヒアリングを行い、女性の更なる登用について協力を依頼した。 ・政令市・中核市における積極的改善措置に関する規定について研究し、条例案の参考にした。	B	積極的な女性の登用、参画を促した。	1	◎	◎	・プラン推進本部長決定による事前協議制について周知・徹底する。 ・事前協議書の提出があった担当課へヒアリングを行い、女性の登用について協力を依頼する。 ・審議会等への女性の登用について、積極的な施策を検討する。 ・委員改選の4か月前に担当課へ女性委員の比率向上を依頼する。 ・事前協議制からより強制力のある制度を検討する。	ウ	男女共同参画推進課
Ⅲ	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	③	女性人材情報の充実とロールモデルの発掘	女性人材リストのデータ更新等を行うとともに、ロールモデルの紹介など情報提供を行う。	・女性人材リスト登録情報の充実に努める。 ・女性人材リストの簡易版をここみてネットに掲載し、登録情報を必要に応じ審議会等の所管課へ提供する。	・大学教員(法学・社会学・教育学分野)に女性人材リストへの新たな登録を依頼し、登録情報の充実を図った。 登録者数(平成28年3月31日現在) 236人・1団体	B	女性人材リストの積極的な活用につながるよう審議会等の所管課の求める人材の把握に努めた。	1	◎	◎	・女性人材リスト登録情報の充実に努める。 ・女性人材リストの簡易版をここみてネットに掲載し、登録情報を必要に応じ審議会等の所管課へ提供する。	ウ	男女共同参画推進課
Ⅲ	1	(5)	行政機関への女性職員の登用促進	①	女性職員の管理職への登用促進	ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。	引き続き、ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。	・平成28年4月1日付人事異動による女性職員の登用 参事級 1人 主幹級 2人 補佐級 6人 係長級 15人 ・管理職に占める女性職員の割合(平成28年4月1日現在) [教育職・消防職を除く] 係長以上 17.3% (145/838) [保育士職を除く] 係長以上 14.0% (113/806)	B	・ジェンダーによる差異でなく、一定の基準で承認昇格を行った。	1	◎	◎	引き続き、ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。	エ	人事課
Ⅲ	1	(5)	行政機関への女性職員の登用促進	②	消防吏員の職域全般への女性職員の配属	消火・救急等の分野へ、能力・適性に応じて女性職員を配置する。	平成27年度実施消防吏員採用試験においても男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用する予定。	平成27年度に実施した消防吏員採用試験において、女性1人を採用した。	B	採用試験種目の体力テストでは、男女の体力差を考慮し、男女別判定基準を設けている。	1	◎	◎	平成28年度実施消防吏員採用試験においても男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用する予定。	ア	消防局総務課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)		取組方針
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	・男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 ・「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	・平成28年2月22日制定の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」に市民団体の責務等について記載したものを作成し、平成28年3月に発行した。 発行部数 50,000部	B	・男女共同参画について分かりやすい内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。 ・男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。	1	◎	◎	・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 ・男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 ・「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	ウ	男女共同参画推進課
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	男女共同参画について市民に広く周知するため、各単位自治会での隣保回覧を実施する。934単位自治会、約18,700隣保で実施予定。	男女共同参画を周知するためのチラシについて全戸配布を行った。	B	男女共同参画の推進に向け、男女共同参画推進課との協力・連携による実施とした。	1	◎		男女共同参画について市民に広く周知するため、各単位自治会での隣保回覧を実施する。934単位自治会、約18,700隣保で実施予定。	ア	市民活動推進課
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	高齢者教養講座の開催 年1回 参加予定:750名 予算額:119(千円)	高齢者教養講座の開催 4月24日 参加者750名 テーマ「世代間交流と健康づくり」 決算額:107(千円)	A	男女共に関心が高い「健康づくり」をテーマとした。	1	◎		高齢者教養講座の開催 年1回 参加予定:750名 予算額:119(千円)	ア	生涯現役推進室
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進	地域活動の中で常に男女平等意識が徹底するよう継続的に啓発を行う。	・子ども会連合会にプランを周知し、啓発に努める。 ・連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・幼稚園連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・高等学校連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。	子ども会連合会、各PTA協議会にプランの内容を周知し、啓発につとめた。	B	男女を問わず、地域活動に参加していただくよう依頼。	1	◎		・子ども会連合会にプランを周知し、啓発に努める。 ・連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・幼稚園連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・高等学校連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。	ウ	生涯学習課
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	②	地域における学習機会の提供(再掲)	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとられない講座を開催する。	・市政出前講座の実施【再掲】 ・公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。【再掲】	・市政出前講座の実施【再掲】 「みんなの男女共同参画」1回 「ストップ!DV」7回 「セクシャル・ハラスメントって何?」2回	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・市政出前講座の実施【再掲】 ・公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	②	地域における学習機会の提供(再掲)	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館でのさまざまな講座において、ジェンダーにとられない講座を開催する。	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する 男性料理教室 35公民館で開催予定 実施回数 250回 参加者数 4,100名	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する 男性料理教室 28公民館で開催 実施回数 279回 参加者数 4,266名	A	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催している。	1	◎		教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する 男性料理教室 30公民館で開催予定 実施回数 203回 参加者数 3,200名	ア	生涯学習課
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	③	地域における方針決定過程への女性の参画拡大	各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるように、役員への女性の登用などの促進に向けて働きかける。	・男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 ・「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	・平成28年2月22日制定の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」に市民団体の責務等について記載したものを作成し、平成28年3月に発行した。 発行部数 50,000部	B	・男女共同参画について分かりやすい内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。 ・男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。	1	◎	◎	・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を市内全域において自治会単位で回覧し、啓発に努める。 ・男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 ・「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	ウ	男女共同参画推進課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況	平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課			
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 慮 状況	所 管 評 価		総合 評価	事業計画(予定)	取 組 方 針
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	・情報誌等で紹介する。	姫路市連合婦人会機関誌「婦人ひめじ」へ地域における男女共同参画の基盤づくりの推進について掲載し、周知した。	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	○	・情報誌等で紹介する。	ア	男女共同参画推進センター
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	・女性自治会長の就任状況を調査する。毎年度当初に市連合自治会が住所・氏名等の調査を行っており、その際に把握する。 ・自治会組織への女性の参画状況については、今年度(平成27年度)調査を実施する予定。	・女性自治会長の就任状況を調査する。毎年度当初に市連合自治会が住所・氏名等の調査を行っており、その際に把握した。 ・自治会組織への女性の参画状況については、27年度に調査を実施した。	B	地域における男女共同参画の基盤づくりのための情報を収集する内容とした。	2	○	○	・女性自治会長の就任状況を調査する。毎年度当初に市連合自治会が住所・氏名等の調査を行っており、その際に把握する。	ア	市民活動推進課
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	老人クラブ会員名簿等で調査するとともに、今後女性参画を推進できるよう情報提供を行う。	老人クラブ役員女性の参画状況	B	老人クラブ役員女性の参画状況を把握した。	2	○	○	老人クラブ会員名簿等で調査するとともに、今後女性参画を推進できるよう情報提供を行う。	ア	生涯現役推進室
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動団体の活動状況の調査と情報提供	自治会組織などの役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取り組みを紹介するなど情報提供を行う。	・姫路市青少年健育運動推進事業において、健育委員約1,000名中、女性500名を目標	・姫路市青少年健育運動推進事業において、健育委員約859名中、女性415名	B	・男女を問わず、委員の選出を依頼。	1	◎	○	・姫路市青少年健育運動推進事業において、健育委員約1,000名中、女性500名を目標	ウ	生涯学習課
Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	⑤	地域活動における男女共同参画リーダーの育成	男女共同参画リーダー育成のため、市・県・国・その他主催による研修や講座等への参加の機会を提供する。	・男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに成果の発表を行う。	・男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣し、その成果を発表。 1会議 2人 ・市民企画講座の開催【再掲】 2月 全2回 延べ55人受講	B	・男女共同参画社会を推進する女性リーダーを育成するため研修の機会を提供した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに成果の発表を行う。	ア	男女共同参画推進センター
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	①	防災分野等における女性の参画促進	防災分野等に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努める。	防災関係会議等への女性の参画の促進	防災会議委員を見直し、新たに保育所連盟から女性委員の参加を依頼した。	B	防災関係機関へ、防災会議委員等への女性の就任を要請した。	2	○	○	防災関係会議等への女性の参画の促進	エ	危機管理室
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	②	防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練や防災研修等を通じ、日頃からの防災分野における女性の参加者を拡大する。	防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	・総合防災訓練における自主防災訓練への女性参加率27%(参加203名中女性55名)。 ・市民防災大学への女性申込率19%(申込者85名中女性16名)	B	説明会において、積極的な女性参加の呼びかけや、参加しやすいような曜日設定をした。	2	○	○	防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	ウ	危機管理室
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	③	防災の計画段階における男女共同参画の推進	災害対応マニュアルの作成など防災の計画段階における女性の参加促進に努める。	防災関係会議等への女性の参画の促進	防災会議委員を見直し、新たに保育所連盟から女性委員の参加を依頼した。	B	防災関係機関へ、防災会議委員等への女性の就任を要請した。	2	○	○	防災関係会議等への女性の参画の促進	エ	危機管理室
Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	④	女性消防団員の育成指導	消防団年間行事計画に基づいた各種訓練等へ参加するなど、女性消防団員の育成指導を行う。	年間計画に基づき、男性団員とともに各種訓練、研修、行事等に参加できるよう配慮するとともに、女性団員のスキルアップのための育成指導を継続する。	・各消防署において、男性団員とともに水防訓練等の訓練に参加し、消防団員としての技能向上に努めた。 ・「スマート消防団にズームイン」における普通救命講習で、劇を交えて講習を実施し好評を博した。	B	男女の固定的な役割分担にとられずに消防団活動ができるよう配慮した。	2	○	○	年間計画に基づき、男性団員とともに各種訓練、研修、行事等へ参加するとともに、積極的に消防団のPRと入団促進活動を実施する。	ア	消防局総務課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に 関して配慮した内容	配 況 状 況	所 管 評 価	総 合 評 価		事業計画(予定)	取 組 方 針
Ⅲ	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進	①	環境問題についての啓発及び学習機会の拡大	自然環境や生活環境の保全、循環型社会の形成等の環境問題についての認識を深めるための啓発及び学習の機会の拡大を図る。	老若男女問わず多くの人に、網干環境楽習センター(めぐりルート)を訪問してもらい、ごみ処理を見学しながら環境問題についての認識を深めてもらう。	当施設を訪問している男女比は4.6で女性の訪問数は多い。 フリーマーケットを開催し、出店数50店舗のうち、8割が女性の出店者だった。	B	・布工房、ガラス工房等の実習教室を開催 ・訪問客に対し、ペーパーの貸出 ・フリーマーケットを開催	1	◎	◎	老若男女問わず多くの人に、網干環境楽習センター(めぐりルート)を訪問してもらい、ごみ処理を見学しながら環境問題についての認識を深めてもらう。	イ	エコパークあほし
Ⅲ	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進	①	環境問題についての啓発及び学習機会の拡大	自然環境や生活環境の保全、循環型社会の形成等の環境問題についての認識を深めるための啓発及び学習の機会の拡大を図る。	環境学習イベントの開催 43回	環境学習イベントの開催 43回	B	男女共に参加しやすいように、曜日日時の設定等に配慮した。	1	◎	◎	環境学習イベントの開催 51回	ウ	環境政策室
Ⅲ	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進	②	男女による環境問題への取り組みの促進	地域における環境保全に向けた取り組みへの男女の参加を促進する。	●姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,224千円) ●みどりの美化キャンペーン(4/29) (場所)大手前公園～大手前通り他 (参加)自治会・婦人会・老人クラブ他 約1,000人 (内容)清掃キャンペーン及び美化啓発 ●美化啓発事業(3,389千円) ①環境と美化のつどい(9月下旬) (場所)イーグレひめじ (内容)リサイクル運動功労者表彰、まち美化運動功労者表彰、日本エコ川柳大賞表彰、小中学生環境ホスター表彰、講演会 ②ひめじ環境フェスティバル (9月下旬) (場所)大手前公園 (内容)市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他	●姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,224千円) ●みどりの美化キャンペーン(4/29) (場所)大手前公園～大手前通り他 (参加)自治会・婦人会・老人クラブ他 906人 (内容)清掃キャンペーン及び美化啓発 ●美化啓発事業(3,389千円) (場所)市民会館 (内容)リサイクル運動功労者表彰、まち美化運動功労者表彰、日本エコ川柳大賞表彰、小中学生環境ホスター表彰、講演会 ②ひめじ環境フェスティバル (10/3/4) (場所)大手前公園 (内容)市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他	B	男女共同参画推進の観点から誰でも参加しやすい開催日の設定、また、女性が事業の企画運営に参加しやすいよう配慮した。	2	○	○	●姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,213千円) ●みどりの美化キャンペーン(4/29) (場所)大手前公園～大手前通り他 (参加)自治会・婦人会・老人クラブ他 約1,000人 (内容)清掃キャンペーン及び美化啓発 ●美化啓発事業(3,389千円) ①環境と美化のつどい(9/24) (場所)イーグレひめじ (内容)リサイクル運動功労者表彰、まち美化運動功労者表彰、日本エコ川柳大賞表彰、小中学生環境ホスター表彰、講演会 ②ひめじ環境フェスティバル (9/24/25) (場所)大手前公園 (内容)市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他	ア	美化業務課
Ⅲ	2	(4)	地域における女性団体の活性化支援と参画促進	①	地域における女性団体への支援	地域の女性団体を支援し、地域に根ざした女性のまちづくり活動の活性化を図る。	地域の女性団体が地域の女性の連携と女性性によるコミュニティ活動を推進するために実施するイベント事業に対して助成する。 250千円/件	女性コミュニティ活動推進事業に対する補助金として2,190,000円を交付 10校区 2,881人参加	B	・補助対象となるイベント事業について、地域活動における男女共同参画・参加の促進と地域社会の活性化を図るためのものとなっているか審査した。 ・交付対象となる団体の範囲を見直し、事業の効果的な推進を図った。	1	◎	◎	地域の女性団体が地域の女性の連携と女性性によるコミュニティ活動を推進するために実施するイベント事業に対して助成する。 250千円/件	ア	男女共同参画推進課
Ⅲ	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	①	まちづくりに関する活動をしている女性団体との連携	まちづくりに関する活動を行う団体との連携により、女性のまちづくりへの参画を推進する。	播磨臨海地域道路の手続きの進捗段階ごとに地域住民の意見聴取が行われる予定であり、意見を得ていくよう務める。	優先区間の絞り込みのヒアリング調査において、女性団体がヒアリング対象となるよう国・県へ提案した。	A	女性が道路計画に参画できるように配慮した。	1	◎	◎	優先区間が選定され、次の段階である計画段階評価(政策目標、比較ルート案の検討)においても地域関係者へのヒアリング調査が行われる予定であり、意見を得ていくように務める。	ウ	交通計画室
Ⅲ	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	②	観光分野における女性の参画促進	若い世代及び男女共同参画の視点から、観光推進に関する施策の検討・研究を行う。	平成24年度までの「姫路市女性職員による観光推進研究会」提案書内容についての実施検討を引き続き行う。	「姫路市女性職員による観光交流研究会」による提案により、和船運行や夜間ライトアップなど一定の成果を納めることができた。	B	採用後概ね15年以内の女性職員5名からなる「姫路市女性職員による観光推進研究会」の提案書に基づき、女性の視点を重視した施策検討に努めた。	1	◎	◎	平成24年度までの「姫路市女性職員による観光推進研究会」提案書内容についての実施検討を引き続き行う。	イ	観光振興課
Ⅲ	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	③	男女共同参画の視点に立ったNPO、ボランティア団体等への支援	市民活動に関する情報の収集・発信を行うとともに人材育成・団体運営等に関する講座・研修の実施、団体の設立や運営、活動に関する相談を行う。また団体の連携交流及び協働の推進を図る。	1.情報の収集・発信 センター通信の発行(毎月) 市民活動ネットひめじの運営など 2.講座・研修の実施 3.相談業務の実施 4.連携交流及び協働の推進 分野別連携交流会 ひめじおんまつり	1.情報の収集・発信 センター通信の発行(12回) 市民活動ネットひめじの運営など 2.講座・研修の実施 個人対象3回、団体対象2回 3.相談業務の実施 4.連携交流及び協働の推進 ひめじおんまつり(1回)	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない事業内容になるよう努めている。	2	○	○	1.情報の収集・発信 センター通信の発行(毎月) 市民活動ネットひめじの運営など 2.講座・研修の実施 3.相談業務の実施 4.連携交流及び協働の推進 分野別連携交流会 ひめじおんまつり	ア	市民活動推進課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 状況	所 管 評 価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
Ⅲ	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	④	コミュニティビジネスにおける女性の参画支援等による地域活性化	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスの周知・啓発等を行う。	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスに関する情報を収集するとともに、適宜センター通信や市民活動ネットひめじ(ホームページ)等を活用して周知・啓発を行う。	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスに関する情報を収集し、随時センター通信や市民活動ネットひめじ(ホームページ)等を活用して周知・啓発を行った。	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になるよう努めている。	2	○	○	NPO、ボランティア団体等によるコミュニティビジネスに関する情報を収集するとともに、適宜センター通信や市民活動ネットひめじ(ホームページ)等を活用して周知・啓発を行う。	ア	市民活動推進課
Ⅳ	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	①	男女雇用機会均等法の啓発	男女雇用機会均等法の周知や固定観念の是正に向けた啓発を関係機関と連携して行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 ・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・均等法改正のポイントチラシの窓口配付 ・関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
Ⅳ	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	②	国際人権基準(ILO156号条約等)の啓発	国際人権基準(ILO156号条約等)について内容の普及・浸透を図る。	・図書情報コーナーにてコーナー展示 ・HPに掲載し周知する。	・図書情報コーナーにてコーナー展示 ・HPに掲載し周知した。	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・図書情報コーナーにてコーナー展示 ・HPに掲載し周知する。	ア	男女共同参画推進センター
Ⅳ	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	③	同一価値労働、同一価値賃金に向けた均等・均衡待遇の取り組みの推進	労働基準法等の関連法令の周知や取り組みに対する啓発を関係機関と連携して行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
Ⅳ	1	(2)	セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	①	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発(再掲)	男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図る。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 ・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・均等法改正のポイントチラシの窓口配付 ・関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
Ⅳ	1	(2)	セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	②	パワーハラスメント等防止のための啓発(再掲)	研修や講座の開催により、パワーハラスメントなどのハラスメント問題についての啓発を行う。	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全3回 延べ128人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 9月 全3回 延べ37人受講 3月 全2回 延べ64人受講 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	B	・あらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付【再掲】 ・関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
Ⅳ	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	①	起業についての情報提供	国・県・市・商工会議所等からの起業関連情報を提供する。	姫路創業ステーションの案内チラシ(商工会議所発行)や「姫路創業マニュアル」(姫路市発行)を資料提供コーナーに設置、また特定創業支援事業の情報提供を行う。	姫路創業ステーションの案内チラシ(商工会議所発行)や「姫路創業マニュアル」(姫路市発行)を資料提供コーナーに設置、また特定創業支援事業の情報提供を行った。	B	3回の特定創業支援事業のうち、1回を女性に限定し、女性起業に特化した受講メニューを提供した。	1	◎	◎	引き続き関係団体と連携し、企業、経営、融資等に関連する資料やパンフレットの情報発信を当該ホームページ上で行っていく。	ア	産業振興課
Ⅳ	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	②	女性起業家ネットワークの構築の推進	女性起業家が悩みや情報を共有できる場を設けることでネットワークを構築する。	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・チャレンジ相談の実施 月1回	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全2回 延べ54人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・チャレンジ相談の実施 延べ34件	B	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	◎	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・チャレンジ相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	③	職業能力の開発・向上に向けた支援	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組むため、各種講座を開催する。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施月1回【再掲】	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 (前期)5・6月 全3回 延べ56人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全2回 延べ54人受講 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催「資格を取って再就職をめざそう」 7月 1回 10人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同開催【再掲】 12月 1回 34人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施延べ34件【再掲】	B	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	○	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施月1回【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	③	職業能力の開発・向上に向けた支援	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組むため、各種講座を開催する。	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H27事業費】7,605千円	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	医療事務講座等、女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H28事業費】8,817千円	ア	労働政策課
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	④	女子学生の就業支援	インターンシップ(就業体験)や講座などを通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援する。また、企業に対し性別に関わらず公正な募集・採用を行うよう働きかける。	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H27事業費】7,605千円 ・インターンシップや就職面接会への支援	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 ・わかものジョブセンターの運営 ・合同就職面接会の開催 ・インターンシップの支援	B	医療事務講座等、女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H28事業費】8,817千円 ・インターンシップや就職面接会への支援	ア	労働政策課
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑤	活躍事例の発信など女性の能力発揮促進のための支援	経済情報誌「ファイル」で女性が活躍している市内企業等を紹介し、啓発に努める。	経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定	・経済情報誌「ファイル」冬号において、仕事と家庭の両立支援取組先進企業を掲載し、その具体的な取り組みについて紹介した。 ・経済情報誌「ファイル」秋号、冬号、春号において、市内で活躍する女性起業家・経営者を紹介し、その経歴と取り組みについて紹介した。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)	A	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定	ア	産業振興課
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑥	女性の再チャレンジ支援	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施月1回【再掲】	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 (前期)5・6月 全3回 延べ56人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全2回 延べ54人受講 ・市民企画講座の開催【再掲】 2月 全2回 延べ55人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施延べ34件【再掲】 ・県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】 12月 全1回 34人受講 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 7月 全1回 10人受講 ・ハローワーク姫路との共同主催「働きたいママの再就職準備セミナー」 10月 全1回 22人受講	A	・子育て世代の女性が参加しやすい日時に開催した。 ・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	○	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 ・市民企画講座の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施月1回【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑥	女性の再チャレンジ支援	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H27事業費】7,605千円 ・県立ものづくり大学校の利用促進に向けた支援	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 ・県立ものづくり大学校の運営及び広報支援 ・未就職学卒者等就職支援事業の実施	B	医療事務講座等、女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H28事業費】8,817千円 ・県立ものづくり大学校の利用促進に向けた支援	ア	労働政策課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑦	在職中の女性に対する職業訓練など能力開発の支援	職業訓練講座の開催や人材養成講座等の受講に対する補助制度などの支援を行う。	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H27事業費】7,605千円 ・中小企業人材養成補助金の利用促進【H27事業費】1,500千円	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・人材養成講座等の受講に対する補助制度を実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 ・マザーズハローワーク姫路(労働局)への支援	B	医療事務講座等、女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H28事業費】8,817千円 ・中小企業人材養成補助金の利用促進【H28事業費】1,500千円	ア	労働政策課
IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑧	「I字カーブ問題」の解消に向けた取り組みの推進	労働基準法等の関連法令の周知や取り組みに対する啓発を関係機関と連携して行う。また、職業訓練講座等の事業を通じ、就業率の向上に資する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H27事業費】7,605千円	・関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・ホームページによる情報発信 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	・関係する法令や指針、制度等の周知 ・医療事務講座等、女性ニーズが高い職業訓練講座の開催	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施【H28事業費】8,817千円	ア	労働政策課
IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	①	次世代育成支援対策推進法の周知	労働者や事業主に対する情報提供を行い、法令の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・次世代育成支援対策推進法及びその支援事業等の案内リーフレット等の窓口配付	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	②	育児休業制度の情報提供	事業主や労働者に育児休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・育児休業制度及び育児休業等の支援事業の案内リーフレット等の窓口配付	B	・育児、介護などの両立支援	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	③	介護休業制度の情報提供	事業主や労働者に介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・介護休業制度及び介護休業制度支援事業等の案内リーフレット等の窓口配付	B	・育児、介護などの両立支援	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	2	(2)	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①	家庭と仕事の両立に向けた意識の啓発	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取り組みについて紹介する。	・子育て応援講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】	・子育て応援講座1の開催【再掲】 8月 全2回 25組受講 ・子育て応援講座2(保護者対象)の開催「思春期講座」 10月 全2回 35人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全2回 延べ54人受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人)	A	・一時保育を実施した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている	1	◎	○	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
IV	2	(2)	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①	家庭と仕事の両立に向けた意識の啓発	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取り組みについて紹介する。	経済情報誌「ファイル」で、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定	経済情報誌「ファイル」冬号において、仕事と家庭の両立支援取組先進企業を掲載し、その具体的な取り組みについて紹介した。(経済情報誌は毎号4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容となっている	1	◎	◎	経済情報誌「ファイル」で、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定	ア	産業振興課
IV	2	(2)	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①	家庭と仕事の両立に向けた意識の啓発	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取り組みについて紹介する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 ・関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)		取組方針
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	①	労働時間短縮等の普及促進	ワーク・ライフ・バランスへの転換を促進するための情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:280人(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全2回 延べ54人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】 12月 全1回 34人受講 ・出張!女性のための働き方セミナーの開催【再掲】 7月 全1回 10人受講 ・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月20日(土) テーマ:『自分をすり減らさない生き方～男らしさ、女らしさにとられない～』 講師:深澤 真紀(コラムニスト 企画会社タクト・プランニング代表取締役社長) 参加者数:238人 	A	一時保育を実施した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている	1	◎	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・講演会の開催【再掲】 ○男女共同参画週間講演会 6月25日(土) テーマ:『男女共同参画で未来を変える～誰もがともにいきいきと暮らせる社会をめざして～』 講師:村木 厚子(前厚生労働事務次官) 参加者数:280人(予定) 	ア	男女共同参画推進センター
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	①	労働時間短縮等の普及促進	ワーク・ライフ・バランスへの転換を促進するための情報提供を行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「リフレット」仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ・ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 ・関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ・ホームページによる情報発信 	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	②	ポジティブ・アクションの普及促進	男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国の取り組み等についての情報提供を行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 ・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・均等法改正のポイントチラシの窓口配付 ・関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ・ホームページによる情報発信 	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	③	労働条件向上の推進	関係機関と連携し、労働相談業務等を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談、雇用相談の実施【H27事業費】450千円 ・ハローワーク、労働基準監督署等の相談窓口の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談の実施 毎月第1・第3木曜日9:30～11:30 ・その他窓口 姫路労働基準監督署 月～金 9-16:30 兵庫労働局総合労働相談コーナー 月～金 神戸労働条件相談センター 月～土 21世紀職業財団兵庫事務所 等 ・ハローワーク インターネットHPサービス・雇用相談 ・職業相談の実施・雇用情報コーナー等の運営(市内25カ所) ・わかものジョブセンターの運営 ・生活安心ステーションHIMEJI(連合兵庫) ・マザーズハローワーク姫路(労働局) 	B	子どもを持つ女性に配慮したマザーズハローワークとの連携	2	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・労働相談、雇用相談の実施【H28事業費】450千円 ・ハローワーク、労働基準監督署等の相談窓口の活用促進 	ア	労働政策課
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	④	働く女性のネットワーク拠点の整備	男女共同参画推進センターを異業種・異世代の働く女性の出会いと交流の場とし、ネットワーク化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施【再掲】 月1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ56人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】 12月 全1回 34人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施【再掲】 月1回 延べ34件 	B	働いている人が参加しやすい曜日に開催した。 ・一時保育を実施した。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施【再掲】 月1回 	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑤	職場における母性保護の啓発	男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置や労働基準法における母性保護措置等を啓発する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・男女雇用機会均等月間(6月)の実施(厚労省)啓発ポスターの掲示 ・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・均等法改正のポイントチラシの窓口配付 ・関係各課の発行する機関誌への記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑥	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所への優遇策の検討	市が行う入札に際し、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する優遇策等を調査・研究する。	関係課における取組みに対し、必要な情報収集・提供に協力する。	必要な情報を収集し、関係課へ内閣府通知などを情報提供した。	C	男女共同参画の推進に向けた国の取組みを踏まえ、関係課における取組みを促した。	2	△	△	関係課における取組みに対し、必要な情報収集・提供に協力する。	エ	男女共同参画推進課
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑥	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所への優遇策の検討	市が行う入札に際し、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する優遇策等を調査・研究する。	市が行う建設工事の総合評価競争入札において、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等について客観的に評価する方策について検討を行う。	市が行う建設工事の総合評価落札方式による制限付一般競争入札において、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する具体的な評価基準、方法について研究した。	D	男女共同参画に積極的に取り組む事業所等が増えるよう優遇策を検討した。	1	△	△	市が行う建設工事の総合評価落札方式による制限付一般競争入札において、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等に対する評価基準、項目を設定し、導入する。	オ	契約課
IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑦	若年期における自立支援の充実	わかものジョブセンター、若者サポートステーションなどの若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立とワーク・ライフ・バランスへの転換を支援・促進する。	・わかものジョブセンターの運営 ・若者サポートステーションの運営補助 ・合同面接会の開催等の各種就労支援事業の実施 【H27事業費】計48,551千円	・わかものジョブセンターの運営 ・若者サポートステーションの運営補助及び支援 ・合同面接会の開催 ・職業訓練講座及び就職支援セミナーの実施 ・インターンシップや就職支援セミナーの支援 ・未就職学卒者等就職支援事業の実施	B	・子どもを持つ女性に配慮したマザーズ・ハローワークとの連携 ・対象者や企業を男女に捕らわれないものとした。	2	○	○	・わかものジョブセンターの運営 ・若者サポートステーションの運営補助 ・合同面接会の開催等の各種就労支援事業の実施 【H28事業費】計45,211千円	ア	労働政策課
IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	①	ワーカーズ・コレクティブの育成と支援	市内の生活研究グループや自主的に農産物の販売を手掛けるグループの活動を支援する。	・市民ふれあい朝市の開催 ・姫路市農林漁業まつりの開催 ・地域農産物のPRや情報提供 ・「姫そだち」キャンペーンの実施 ・地元農産物を使用した飲食店マップの作成	・市民ふれあい朝市の開催(2回) ・ひめじマルシェの開催(2回) ・姫路市農林漁業祭りの開催(2回) ・地域農産物のPRや情報提供 ・「姫そだち」キャンペーンの実施 ・「行きたい！食べたい！姫路の店 めっちゃうま」の作成	B	誰もが参加しやすいイベント等の開催に配慮した	1	◎	◎	・市民ふれあい朝市の開催 ・姫路市農林漁業まつりの開催 ・地域農産物のPRや情報提供 ・「姫そだち」キャンペーンの実施 ・地元農産物を使用した飲食店マップの作成	ア	農政総務課
IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	②	パートタイム労働法・労働者派遣法の啓発	パートタイム労働者や派遣労働者の雇用安定と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働法、労働者派遣法を周知する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ・ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 ・関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	③	短時間勤務制度、再雇用制度等の普及・啓発	労働者や事業主に対する情報提供を行い、制度の普及と定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ・ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 ・関係各課の発行する機関誌に記事掲載 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
IV	3	(1)	女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着	①	農業者年金の普及啓発	農業者年金制度の見直し等の動向を見ながら、女性の加入について啓発を行う。	広報紙での啓発(1回)及び個別相談による加入推進を行う(2名)	広報紙「農業委員会だより12月号」での啓発(1回)及び個別訪問による加入推進を行った(4名)。	A	加入推進について、女性を対象に説明することに重点をおいた(4名中3名)。	1	◎	◎	広報紙での啓発(1回)及び個別相談による加入推進を行う(2名)	ウ	農業委員会事務局
IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	①	家族経営協定の推進	家族経営協定の締結促進による女性の地位向上、役割の明確化を図る。	広報紙での啓発(1回)及び家族経営協定が締結できる農家をリストアップし、個別の推進を行う(2名)	広報紙「農業委員会だより12月号」での啓発(1回)及び農業者年金の加入推進に際し、家族経営協定による利点を説明した(2名)。	B	家族経営協定は、家族が対等の立場で協議することが大切であると説明した。	1	◎	◎	広報紙での啓発(1回)及び家族経営協定が締結できる農家をリストアップし、個別の推進を行う(2名)	ウ	農業委員会事務局

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 慮 状 況	所 管 評 価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	(2)	女性の労働に関する実態調査の実施	農林水産業に従事する女性の現状や問題点、ニーズ等を把握するため実態調査を実施する。	・直売活動に関するアンケート調査の実施(平成28年2月)	・直売活動に関するアンケート調査の実施	B	男女の固定観念にとらわれないよう配慮した	1	◎	○	・直売活動に関するアンケート調査の実施	ア	農政総務課
IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	(2)	女性の労働に関する実態調査の実施	農林水産業に従事する女性の現状や問題点、ニーズ等を把握するため実態調査を実施する。	直売イベント時に調査を実施する。 家島・坊勢とれとれまつり 予算300万	漁業に従事する女性から直接聞き取りを行う予定だったが、女性従事者の参加がなかったため結果を得られなかった。	C	調査は男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容としていた。	2	△		・イベント時ではなく、通常の直売所運営時に聞き取り調査を実施する。 ・漁業に限定せず水産関係の女性従事者(JFぼうぜ姫路とれとれ市場・天晴水産等)も対象とする。	キ	水産漁港課
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	(1)	女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催するなど、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施【再掲】 月1回	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 (前期)5・6月 全3回 延べ56人受講 (後期)11月 全3回 延べ80人受講 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 6月 全2回 延べ54人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同主催【再掲】 12月 全1回 34人受講 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 7月 全3回 延べ128人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施【再掲】 月1回 延べ34件	B	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	○	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のチャレンジ支援セミナーの開催【再掲】 ・あらゆる暴力防止セミナー(兼コミュニケーションセミナー)の開催【再掲】 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供【再掲】 ・チャレンジ相談の実施【再掲】 月1回	ア	男女共同参画推進センター
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	(1)	女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催するなど、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	・姫路地域農産物直売所連絡協議会において、食品表示等の講習会を開催する	・姫路地域農産物直売所連絡協議会において、食品表示等の講習会を開催する	B	男女の固定観念にとらわれないよう配慮した	1	◎		・姫路地域農産物直売所連絡協議会において、食品表示等の講習会を開催する	ア	農政総務課
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	(1)	女性の経営参画推進に向けた働きかけ	女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催するなど、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	次代を担う優秀な人材づくりを目的に、中小企業者を対象とした「人材養成セミナー」を実施する。 回数10回程度【予定】 受講者数350人【目標】 予算額 2,500千円	商工会議所、商工会に業務委託し、マイナンバーセミナー、経営革新塾、後継者育成セミナーを実施した。	B	男女、年齢問わず、セミナー受講募集を行った。	2	○		次代を担う優秀な人材づくりを目的に、中小企業者を対象とした「人材養成セミナー」を実施する。	ア	産業振興課
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	(2)	中心市街地商店街店舗実態調査の実施	中心市街地商店街店舗の実態調査を通じて、女性経営者の現状を把握する。	中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料補助等)の助成を通じて、引き続き女性経営者の新規出店状況を把握する。	中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)を活用した新規出店8店の代表者の内訳 男性5名(62.5%) 女性3名(37.5%) まちなか創業支援事業(平成27年度新規:内装設備工事費等補助)を活用した新規出店2店の代表者の内訳 女性2名(100%)	A	商工会議所や商店街などを通じて、中心市街地商店街空き店舗対策事業ならびにまちなか創業支援事業について広く周知した。	1	◎	◎	中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)ならびにまちなか創業支援事業(内装設備工事費等補助)の助成を通じて、引き続き女性経営者の新規出店状況を把握する。	ア	産業振興課
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	(3)	農林水産業関係団体の意思決定の場への女性の参画の推進	農林水産業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進のための働きかけを行う。	・姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性の参画の継続	・姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性の参画の継続 (15名中女性8名、会長は女性)	B	女性の活動に対する正当な評価	1	◎	◎	・姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性の参画の継続	ア	農政総務課
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	(4)	「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進	農商工連携を推進する展示商談会の開催支援(広報PR)、地域の農林漁業者等に対する販路開拓、技術研修会等の開催及び6次産業化の推進に必要な設備整備等の支援を行う。	・農商工連携並びに6次産業化を推進する事業についての広報等を行う	・農商工連携並びに6次産業化を推進する国・県の各種事業についての情報提供	B	男女の固定観念にとらわれないよう配慮した	1	◎	◎	・農商工連携並びに6次産業化を推進する事業についての広報等を行う	ア	農政総務課
IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	(4)	「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進	農商工連携を推進する展示商談会の開催支援(広報PR)、地域の農林漁業者等に対する販路開拓、技術研修会等の開催及び6次産業化の推進に必要な設備整備等の支援を行う。	農商工連携に関連する資料やパンフレットを産業界振興課「資料提供コーナー」に設置し情報提供する。	農商工連携に関連する資料やパンフレットを産業界振興課「資料提供コーナー」に設置し情報提供した。	B	広く周知できるようにわかりやすい配架に努めた。	1	◎		農商工連携を推進する事業についての広報PR等を行う。	ア	産業振興課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)		取組方針
V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	①	あらゆる機会を通じた「性と人権」に関する意識啓発	パンフレット等の作成や各種講座・講演会の開催を通して、若年層も視野に入れた性と人権に関する意識啓発を行うとともに、デートDVに関する出前講座を実施する。	・女性の心とからだセミナーの開催 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】	・女性の心とからだセミナーの開催 「こころとからだをときほぐす簡単セルフケア」1月 全3回 延べ55人 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】 「ストップ!DV」7回	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・女性の心とからだセミナーの開催 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	②	年齢に応じた性教育授業の実施	小学校入学以前の幼児期を含めて、各年齢層に応じた内容で性教育を行う。	・「自他の生命を尊重し、互いの生き方を認め合う生徒の育成」を目標に小中の連携、連続した指導の継続及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の健康教育の中で性に関する指導の展開を体系づける。 ・「性教育指導の手引き(小学校編・中学校編)」の活用による性教育の推進 ・小中学生教育担当者会での授業研究及び講演会を実施 ・保健所との連携による思春期保健出前授業の継続実施	・小学校保健性教育担当者会は3ブロックに分けて研究授業の実施及び教材制作を行った。H28.2.26「保健所と学校との連携」について保健所保健師による講演を実施 ・中学校教育研究会性教育部会では、11月19日中学校性教育研究会発表会を山陽中学校において公開授業及び「ライフスキル形成を基礎とする中学生養成教育プログラムの理論と実際」と題して神戸大学研究員 李 美錦氏による講演会を実施 ・保健所との連携による思春期保健出前授業の実施	B	男女平等の精神に基づく正しい異性観を持ち、自分の性、異性の性をとらえて未来を切り拓いていく力をつけていくというめあてを持って性教育を実施。	2	○	○	・「自他の生命を尊重し、互いの生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に小中の連携、連続した指導の継続及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の健康教育の中で性に関する指導の展開の定着を図る。 ・保健所等関係機関との連携の強化を図る。	エ	健康教育課
V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	③	思春期保健活動の推進	思春期の複雑な問題に対し電話や面接にて相談を受ける。また市内の中学1年生と3年生に対し、思春期出前授業により、命の大切さ、性感染症などの正しい知識を普及し相談先を紹介することでさらなる思春期保健の充実を図る。	思春期相談 電話・来所による相談 思春期出前授業 (161千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 38回 中学3年生 37回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施	思春期相談 電話・来所による相談 思春期出前授業 (161千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 38回 中学3年生 37回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施	A	男女の固定的な役割分担等にとられないよう配慮した。	1	◎	◎	思春期相談 電話・来所による相談 思春期出前授業 (211千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 38回 中学3年生 38回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施	ア	保健所健康課
V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	講座・講演会の開催やパンフレットを作成・配布し、関係機関と連携を図りながら結婚・妊娠・出産などリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に理解を深める。またデートDVなどの出前講座を実施する中で若い世代への意識啓発を図る。	・講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施する。 ・「ちらし」リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容を掲載するよう検討する。	講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施した。	B	男女共同参画の推進に関して正しく理解されるような内容とした。	1	◎	◎	・講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施する。 ・「ちらし」リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容を掲載するよう検討する。	イ	男女共同参画推進課
V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	講座・講演会の開催やパンフレットを作成・配布し、関係機関と連携を図りながら結婚・妊娠・出産などリプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方に理解を深める。またデートDVなどの出前講座を実施する中で若い世代への意識啓発を図る。	・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】	・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 1月 全3回 延べ55人 ・NPO法人ファザーリングジャパン関西との共催「父母になるために本当に知っておきたい産後のこと」 1月 全1回 15人受講 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】 「ストップ!DV」7回	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 ・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・高校生を対象としたデートDV出前講座の実施【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	②	「性の商品化」の問題性についての啓発	情報誌等への掲載などあらゆる機会を活用し、「性の商品化」の問題性を取り上げ、人権としての性についての啓発を推進する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 (前期)5・6月 全3回 延べ56人受講 (後期)11月 全3回 延べ80人受講 ・NPO法人ファザーリングジャパン関西との共催【再掲】 1月 全1回 15人受講	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーにて啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に 関して配慮した内容	配慮状況	所管 評価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
V	1	(3)	さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	①	性や健康に関する情報の提供のためのメディアの効果的な活用	広報ひめじと地域メディアを連動させた啓発を行うとともに、情報誌やホームページ等を活用し、性や健康に関する情報提供を行う。また産学官民の連携、ネットワークによる広報・啓発活動を検討する。	・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。【再掲】 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。【再掲】	・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、婦人ひめじ、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行った。【再掲】 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシ等の配布を依頼した。【再掲】	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。【再掲】 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
V	1	(3)	さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	①	性や健康に関する情報の提供のためのメディアの効果的な活用	広報ひめじと地域メディアを連動させた啓発を行うとともに、情報誌やホームページ等を活用し、性や健康に関する情報提供を行う。また産学官民の連携、ネットワークによる広報・啓発活動を検討する。	・ホームページ等を活用した情報提供 ・主管課におけるホームページ作成や更新業務のサポート ・姫路ケーブルテレビ「ウィークリーひめじ」(1日3回1週間単位で放送の15分番組)で啓発	・ホームページ等を活用した情報提供 ・主管課におけるホームページ作成や更新業務のサポート ・FM GENKI「市長のサンデートーク」で人権についての市長の対話を放送	B	各課が作成するホームページの更新業務のサポートや、テレビ放送などを通して市として情報提供の場を多く設けることで、男女共同参画の啓発につながった。	1	◎		・ホームページ等を活用した情報提供 ・主管課におけるホームページ作成や更新業務のサポート ・FM GENKI「市長のサンデートーク」で人権についての市長の対話を放送	ア	広報課
V	1	(3)	さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	②	地域の施設を拠点とした性・健康に関する学習機会の提供	市内の大学などにおいてHIV感染症等に関するリーフレットの配布などにより啓発を行う。	・エイズイベント/キャンペーンの開催 6月初旬の検査普及週間・12月1日の世界エイズデー前後等に街頭等において若年層をターゲットにパンフレット、啓発グッズを配布予定。市内関係機関にポスター掲示依頼 ・広報ひめじ、ミニコミ誌、ホームページ等で情報提供予定。	・エイズ、性感染症の講演開催 学生対象4回 379人 ・世界エイズデーイベントの開催 参加人数延べ約600人 ・大学祭で検査カード、ちらし等の配布 500部配布 ・エイズ検査普及週間、世界エイズデー啓発ポスター各1000箇所に掲載依頼 ・エイズポスター展の開催 ・広報ひめじ、ミニコミ誌、ホームページ等で情報提供	B	エイズに関する偏見をなくすために、街頭キャンペーンやイベントを通して正しい知識の普及と、エイズに対する理解を呼びかけた。また、より多くの人にイベントに参加してもらえよう、会場やイベント内容を検討し、高校にメッセージキルトの作成を依頼し、エイズイベントで展示した。	1	◎	◎	・エイズイベント/キャンペーンの開催 6月初旬の検査普及週間・12月1日の世界エイズデー前後等に街頭等において若年層をターゲットにパンフレット、啓発グッズを配布予定。市内関係機関にポスター掲示依頼 ・広報ひめじ、ミニコミ誌、ホームページ等で情報提供予定	ア	保健所予防課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	①	母性機能の重要性についての意識啓発	次世代へ生命を引き継ぐ重要な役割を担う母性機能が尊重・保護されるよう学習の機会を提供する。	妊産婦支援事業 ・妊婦歯科検診 対象者に受診券発行 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について、検討実施	妊婦歯科検診 10人(75千円) 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援の実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとられないよう対応、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	2	○	○	・妊婦歯科検診 対象者に受診券発行 【再掲】全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	ア	保健所健康課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	②	女性の健康問題についての相談の実施	生涯を通じた女性の健康を支援するために女性を対象とする健康相談を実施する。	・女性のための健康相談の実施 月1回	・女性のための健康相談の実施 月1回 相談受付件数 11件 保健所と連携し事業を実施した。	B	・相談内容等に配慮し、女性のみを対象としている。	1	◎	○	・女性のための健康相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター
V	2	(1)	母子保健対策の充実	②	女性の健康問題についての相談の実施	生涯を通じた女性の健康を支援するために女性を対象とする健康相談を実施する。	・女性の健康相談 12回 ・妊婦健康診査費助成事業 (328,315千円) ・特定不妊治療費助成事業 (95,009千円)	・女性の健康相談 7回 11人 ・妊婦健康診査費助成事業 7,403件(300,278千円) ・特定不妊治療費助成事業 693件 (92,506千円)	B	健診、相談時間を予約制にし、子育て中の女性が参加しやすいよう配慮した。	2	○		・女性の健康相談 12回 ・妊婦健康診査費助成事業 (427,380千円) ・特定不妊治療費助成事業 (130,632千円)	ア	保健所健康課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	③	不妊治療への支援	不妊治療の実施医療機関の情報を提供する。また、特定不妊治療費の助成を行う。	【再掲】 特定不妊治療費助成事業	【再掲】 特定不妊治療費助成事業	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った。	2	○	○	【再掲】 特定不妊治療費助成事業	ア	保健所健康課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	④	母子健康手帳の充実	母子健康手帳交付時にすべての妊婦と保健師が面接することで、よりきめ細かく妊娠早期からの相談支援体制を整備する。	「母子健康手帳」の交付 (7,625千円) 【再掲】「子育て手帳」の交付 全妊婦面接相談支援事業	母子健康手帳の交付 (6,831千円) ・外国語版母子健康手帳を含む交付数 4,732件(内 外国語版15件) 【再掲】 「子育て手帳」の交付 ・全妊婦面接相談支援事業 4,919人	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容に配慮し、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎	◎	母子健康手帳の交付 (1,755千円) 【再掲】子育て手帳の交付 全妊婦面接相談支援事業	イ	保健所健康課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑤	在住外国人向け母子保健情報の提供	母子保健に関する事業については「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。	母子保健に関する事業については「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。	保健所の事業については、「外国人のための生活ガイド」(国際課発行)に記載。	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った。	2	○	○	母子保健に関する事業については「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。	ウ	保健所健康課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況	平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑥	乳幼児健康診査の充実	すべての健診未受診者に対し文書での再通知に加え訪問等でアプローチすることで未受診者の減少を図る。また、健診回数を増やし全員面接相談を実施し相談支援体制の充実を図る。	乳児健康診査 医療機関で実施 ・4か月児健診 ・10か月児健診 1歳6か月児健康診査 保健センター(分室含む)で実施 3歳児健康診査 保健センター(分室含む)で実施	乳児健康診査 ・4か月児健診 4,635人(受診率98.1%) ・10か月児健診 4,469人(受診率93.7%) 1歳6か月児健康診査 4,485人(受診率96.7%) 3歳児健康診査 4,830人(受診率97.4%)	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎	◎	乳児健康診査 医療機関で実施 ・4か月児健診 ・10か月児健診 1歳6か月児健康診査 保健センター(分室含む)で実施 3歳児健康診査 保健センター(分室含む)で実施	イ	保健所健康課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑦	マタニティサポート教室(ママババ教室)の開催(再掲)	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	【再掲】妊娠・出産包括支援事業について、検討実施	【再掲】『子育て手帳』の交付実施 計 4,753人 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援の実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行い、共に参加しやすい曜日時間設定に配慮し、案内や申し込み時にも伝えた。	1	◎	◎	【再掲】『子育て手帳』の交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	イ	保健所健康課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑧	妊娠・出産等に関する健康支援	母子健康手帳交付時の早期面接から、出産後4か月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業により相談支援体制の充実を図る。母子健康手帳交付時に、マタニティマークグッズを配布する。	【再掲】母子健康手帳交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業 乳児家庭全戸訪問事業	【再掲】母子健康手帳交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業 乳児家庭全戸訪問事業	A	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容に配慮し、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎	◎	【再掲】母子健康手帳交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業 乳児家庭全戸訪問事業	ア	保健所健康課
V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑨	小児救急医療体制の確保	休日や夜間の初期救急診療を担う、休日・夜間急病センターの診察体制の確保に努める。また、子どもの急病時の救急医療電話相談を実施する。	・休日・夜間急病センターの管理運営 ・後送医療機関の確保 ・小児救急医療体制の確保 ・小児救急電話相談窓口の開設	・休日・夜間急病センターの管理運営 ・後送医療機関の確保 ・小児救急医療体制の確保 ・小児救急電話相談窓口の開設 夜間:366日、休日昼間:71日 小児患者数:20,501人 ・小児救急電話相談窓口の開設 夜間:366日、休日昼間:71日 相談件数:5,708件	B	少子化や女性の社会進出等が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の整備を推進する	2	○	○	・休日・夜間急病センターの管理運営 ・後送医療機関の確保 ・小児救急医療体制の確保 ・小児救急電話相談窓口の開設	ア	保健福祉政策課
V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	①	女性の心とからだについての理解の促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化について、女性、男性共に理解を深められる内容のパンフレット等を作成したり、関係部署と共同して講座・講演会の開催を検討する。	・図書情報コーナーにおいて啓発【再掲】 ・ウエーブレット、あいめっせ通信等の情報パンフレットの作成 ・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】	・図書情報コーナーにおいて啓発【再掲】 ・ウエーブレット、あいめっせ通信等の情報パンフレットの作成 ・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】 1月 全3回 延べ55人 ・NPO法人ファザーリングジャパン関西との共催【再掲】 1月 全1回 15人受講	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	○	・図書情報コーナーにおいて啓発【再掲】 ・ウエーブレット、あいめっせ通信等の情報パンフレットの作成 ・女性の心とからだセミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	①	女性の心とからだについての理解の促進	女性のライフステージごとの身体的・精神的変化について、女性、男性共に理解を深められる内容のパンフレット等を作成したり、関係部署と共同して講座・講演会の開催を検討する。	【再掲】女性の健康相談の実施 専門医によるこころの健康相談(839千円) 精神保健福祉相談事業で相談に対応	【再掲】女性の健康相談の実施 専門医によるこころの健康相談(36回 149人) 精神保健福祉相談事業で相談に対応	B	男女を問わず、誰でも参加できるように参加者を募った。	2	○	○	【再掲】女性の健康相談の実施 専門医によるこころの健康相談(840千円) 精神保健福祉相談事業で相談に対応	ウ	保健所健康課
V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	②	思春期保健活動の推進(再掲)	思春期の複雑な問題に対し電話や面接にて相談を受ける。また市内の中学1年生と3年生に対し、思春期出前授業により、命の大切さ、性感染症などの正しい知識を普及し相談先を紹介することでさらなる思春期保健の充実を図る。	【再掲】思春期相談 ・電話・来所による相談 思春期出前授業	【再掲】思春期相談 ・電話・来所による相談 思春期出前授業	A	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎	◎	【再掲】思春期相談 ・電話・来所による相談 思春期出前授業	ア	保健所健康課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
V	3	(1)	相談機能の充実とネットワークづくり	①	男女共同参画推進センターの相談機能の充実	女性に関するさまざまな問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向けて市内外の関係諸機関との連携強化を図る。また、男性相談の実施を検討する。	相談員2名(非常勤嘱託) 電話相談 火 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 面接相談 火・木・土 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 法律相談 毎月第2火曜日13:30~16:00 ・「中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議」への参加 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】	・相談件数 1046件 (内訳) 面接 260件 電話 754件 法律32件 ・共催事業 女性の権利110番 6月26日(金)実施 相談件数15件 ・姫路市DV防止庁内ネットワーク会議の開催11月5日(木)【再掲】 ・中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議への参加 3月4日(金)【再掲】	A	・相談内容等に配慮し、女性のみ、男性のみを対象としている。	1	◎	◎	相談員2名(非常勤嘱託) 電話相談 火 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 面接相談 火・木・土 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 法律相談 毎月第2火曜日13:30~16:00 ・「中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議」への参加 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
V	3	(1)	相談機能の充実とネットワークづくり	②	男女の心身の健康相談の充実	男女が心身のバランスのとれた健康づくりを行えるよう健康相談の充実を図る。	生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(286千円) 47回 【再掲】 女性の健康相談の実施 精神保健福祉相談事業で相談に対応 専門医によるこころの健康相談	生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(47回17人) 【再掲】 女性の健康相談の実施 精神保健福祉相談事業で相談に対応 専門医によるこころの健康相談	B	男女を問わず、誰でも参加できるように参加者を募った。	2	○	○	生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(304千円) 50回 【再掲】 女性の健康相談の実施 精神保健福祉相談事業で相談に対応 専門医によるこころの健康相談	ウ	保健所健康課
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	①	女性特有の疾病に関する検診についての啓発活動の推進	子宮がん、乳がんなど女性特有の疾病に関する検診受診率の向上を図るとともに思春期出前授業等により若い年齢からの健康教育等による普及啓発を行う。	・思春期出前授業での普及啓発:40校 ・乳がん検診(集団、医療機関)の実施:112,053千円9,400人 ・子宮がん検診(集団、医療機関、妊婦)の実施:93,085千円17,220人 ・ピンクリボンイベント実施(ウォーキング・ライトアップイベント等) ・女性のがんフォーラムの実施 ・乳がん(40~60歳)、子宮がん(30~50歳)において好発期無料検診事業の継続 ・がん検診ガイドブック全戸配布による普及・啓発	・思春期出前授業での普及啓発:40校 ・乳がん検診(集団、医療機関)の実施:138,332千円 12,448人 ・子宮がん検診(集団、医療機関、妊婦)の実施:99,597千円 19,017人 ・ピンクリボンイベント実施(ウォーキング・ライトアップイベント等) ・女性のがんフォーラムの実施 ・乳がん(40~60歳)、子宮がん(30~50歳)において好発期無料検診事業の継続 ・がん検診ガイドブック全戸配布による普及・啓発	A	家族の健康ということに重点を置き、女性だけのという意識ではなく男性に対しても受診啓発の機会を多く設定するように考慮した。また、好発期無料検診事業や啓発イベントにより多くの女性にがん検診の普及・啓発とがん検診の意識付けができた。	1	◎	◎	家族という最小単位を対象に、親子で考えるがん検診講演会やイベントを開催することでがん全般について男女問わず意識向上を図る。また、ピンクリボンイベントの更なる充実と休日乳がん検診の実施に向け医療機関に協力を依頼。	ア	保健所予防課
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	②	生涯を通じた男女の健康づくりの機会提供	性別や年齢に関わらず、また就業状況、子育ての状況に関わらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供する。	親子対象のイベント等の実施 ・市民体カテスト会(年6回 600名) ・市民歩こう会(年6回 600名)	親子対象のイベント等の実施 ・市民体カテスト会(年6回 530名) ・市民歩こう会(年6回 983名)	B	親子、男女問わず参加しやすいよう、日程を調整した。	1	◎	◎	親子対象のイベント等の実施 ・市民体カテスト会(年6回 600名) ・市民歩こう会(年6回 1200名)	ア	スポーツ推進室
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	③	骨粗しょう症の予防対策の充実	骨量測定の検診等、骨粗しょう症の予防対策により健康の保持増進を図る。	・健康教育で女性の健康づくりの普及啓発を実施 ・集団骨粗しょう症検診の実施(女性のみ):5,271千円 2,900人 ・女性が進んで他のがん検診と同時に受診できる体制の整備	・健康教育で女性の健康づくりの普及啓発を実施 ・集団骨粗しょう症検診の実施(女性のみ):4,715千円 2,873人 ・女性が進んで他のがん検診と同時に受診できる体制の整備	B	検診結果について経年的な変化がわかる様式に変更したこと・他のがん検診と同時に受診できる体制を整備したことから集団検診受診者数の増加につながった。	1	◎	◎	・健康教育で女性の健康づくりの普及啓発を実施 ・集団骨粗しょう症検診の実施(女性のみ):5,271千円 2,900人 ・女性が進んで他のがん検診と同時に受診できる体制の整備	ア	保健所予防課
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	④	女性医師配置の医療機関の情報提供	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	・女性のための健康相談の実施【再掲】 月1回 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】	・女性のための健康相談の実施【再掲】 月1回 相談受付件数 11件 ・保健所と連携し事業を実施した。 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供	B	・相談内容等に配慮し、女性のみを対象としている。	1	◎	○	・女性のための健康相談の実施【再掲】 月1回 ・関係機関発行のパンフレット等による情報提供【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	④	女性医師配置の医療機関の情報提供	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	随時相談などに対応した。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	2	○	○	女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行う。	ウ	保健所健康課
V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	⑤	女性参画による医療体制の充実	臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、市内医療機関における医師を確保するとともに、女性医師の定着化を促進する。	・姫路市臨床研修医奨励金の貸与 募集人数:前期研修医17名、後期研修医23名	・姫路市臨床研修医奨励金の貸与 貸与人数:前期研修医18名、後期研修医17名(35名中、女性医師9名)	B	臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、市内医療機関における女性医師の確保・定着化を促進する。	2	○	○	・姫路市臨床研修医奨励金の貸与 募集人数:前期研修医23名、後期研修医18名	ウ	保健福祉政策課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 況	所 管 評 価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進	①	歩道の整備・改修	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が、「まち」に出て暮らしを広がらせるよう、歩道の整備を行う。	やさしい歩道づくり事業 歩道改良延長 330m	やさしい歩道づくり事業 歩道改良延長 340m	B		1	◎	○	やさしい歩道づくり事業 歩道改良延長 340m	イ	道路整備 改善課
VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進	①	歩道の整備・改修	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が、「まち」に出て暮らしを広がらせるよう、歩道の整備を行う。	・白鳥57号線(大白書橋)側道橋(自歩道橋)下部工の施工 (繰越分 63,000千円) ・白鳥57号線(大白書橋)側道橋設置(自歩道橋)上部工の施工 (現年分 68,000千円)	・白鳥57号線(大白書橋)側道橋(自歩道橋)下部工の施工(繰越分 56,076千円) ・白鳥57号線(大白書橋)側道橋(自歩道橋)上部工の施工(現年分 63,149千円)	B	平成28年7月に白鳥57号線(大白書橋)自歩道橋全ての事業が完了し、地域の交通安全対策に資することが出来た。	2	○	○	平成27年度に事業完了し、平成28年度には新たな歩道設置事業は予定が無いが、今後も、地域からの要望があれば、対応していく。	イ	道路建設 課
VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進	②	公共交通機関のバリアフリー化	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等さまざまな人が公共交通機関を容易に利用できるよう、ノンステップバス等の導入や鉄道駅舎のバリアフリー化を促進する。	・ノンステップバス購入経費の補助 5台(大型ハイブリッド3台、大型2台) ・鉄道駅舎のバリアフリー化工事経費の補助(山陽網干駅)	・ノンステップバス購入経費の補助 5台(大型ハイブリッド3台、大型1台、中型1台) ・鉄道駅舎のバリアフリー化工事経費の補助(山陽網干駅)	B	公共交通のバリアフリー化により、妊娠中の女性や子ども連れの人々の外出を促進することができる。	2	○	○	・ノンステップバス購入経費の補助 5台(大型ハイブリッド3台、大型2台)	ア	保健福祉 政策課
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	①	ホームページへの介護情報掲載	ホームページに地域の介護情報等を掲載し、介護に対する理解を深めるとともに、地域介護を支援する。	介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者等に関する情報を掲載する。	介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者に関する情報、要介護認定申請等の各種申請様式及び介護保険に関する資格の案内を掲載した。	B	子育て中や就業中の介護者が、自宅やオフィスにしながら、介護保険に関する情報にアクセスできるよう、介護保険に関する情報を幅広くホームページに掲載している。	2	○	○	介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者等に関する情報を掲載する。	ア	介護保険 課
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	②	男女で支え合う育児・介護情報の提供	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取り組みとなるような情報を発信していく。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいちっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいちっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ56人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・子育て応援講座1の開催【再掲】 8月 全2回 25組受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいちっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】	ア	男女共同 参画推進 センター
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	③	障害者在宅福祉サービスの推進	ホームヘルパーの派遣や短期入所等の活用により、在宅生活を支援するとともに、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。	障害福祉サービスの給付 ・居宅介護 486,995千円 ・重度訪問介護 419,051千円 ・同行援護 27,990千円 ・行動援護 11,808千円 ・短期入所 104,819千円 ・日中短期所 9,736千円 ・訪問入浴サービス 12,399千円 98,148千円 計1,170,946千円	障害福祉サービスの給付 ・居宅介護 517,510千円 ・重度訪問介護 440,998千円 ・同行援護 33,560千円 ・行動援護 12,640千円 ・短期入所 118,303千円 ・日中短期所 10,785千円 ・訪問入浴サービス 14,020千円 103,612千円 計 1,251,428千円	A	・障害者の在宅生活を支援し、家庭介護者の負担の軽減を図る。	1	◎	◎	障害福祉サービスの給付 ・居宅介護 552,851千円 ・重度訪問介護 452,885千円 ・同行援護 39,402千円 ・行動援護 14,580千円 ・短期入所 112,485千円 ・日中短期所 11,327千円 ・訪問入浴サービス 17,490千円 109,221千円 計1,310,241千円	ア	障害福祉 課
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	④	福祉ボランティアの育成	社会福祉協議会の活動支援を通じて、高齢者支援を担うボランティアの育成を推進する。	・手話、ボランティア等の育成事業の実施 ・福祉ボランティアの支援	・社会福祉協議会の支援を通じて、手話ボランティアの育成事業を実施。 ・社会福祉協議会において、地域福祉事業に関する、社協支部ボランティア養成講座を実施。	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。	2	○	○	・手話、ボランティア等の育成事業の実施 ・福祉ボランティアの支援	ウ	地域福祉 課
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	⑤	高齢者を地域で支えるサポーターの育成	認知症への普及啓発の促進のため認知症サポーターと、地域で高齢者支援を担うあんしんサポーターを育成し、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。	認知症への理解を深め、認知症本人や家族の応援者となる認知症サポーターを養成する。(養成目標1,000人) また、地域や介護保険施設等において助け合い活動や社会参加活動を行うあんしんサポーターを養成する。(年1回開催予定)	【認知症サポーター】 3,666人(2016年3月末現在) 【あんしんサポーター養成】 1回(1回つき5回の講習を実施)	A	高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりの推進に関し、男女の区別なくサポーターの養成を行っている。	2	○	○	認知症への理解を深め、認知症本人や家族の応援者となる認知症サポーターを養成する。(養成目標3,000人) また、地域や介護保険施設等において助け合い活動や社会参加活動を行うあんしんサポーターを養成する。(年2回開催予定)	イ	地域包括 支援課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護 支援	⑥	包括的支援事業の実施	地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者を支援するために介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を行う。	23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者から、保健・医療・福祉に関する相談に対応する。(必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と連携)	【処遇検討会議開催実績】 263件 【相談対応実績】 16,955件(2016年1月末現在)	A	高齢者全体の地域生活を支援するために、男女の区別なく対応を行っている。	2	○	○	23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者から、保健・医療・福祉に関する相談に対応する。(必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と連携)	イ	地域包括 支援課
VI	2	(1)	地域ぐるみの介護 支援	⑦	介護予防事業の実施	高齢者が介護の必要な状態となることを予防するための教室の開催や、高齢者やその家族に対する介護予防に関する知識・意識の普及啓発などを行う。	①【介護予防普及啓発事業】 ②【地域介護予防活動支援事業】 ③【介護予防サポーター養成講座】 ①生活機能の維持・向上を積極的に図り、高齢者本人の自己実現を形成することができるよう、医師、歯科医師、保健師等により、介護予防に関する知識の普及を保健センター等において行うとともに介護予防自主活動の立ち上げ支援を行う。 ②介護予防の考え方やそのための活動等を地域において普及させる人材を育成する。介護予防自主活動の継続支援を行う。 ③介護予防活動の支援のために、介護予防サポーターの養成と、地域で介護予防活動の支援を行う。	①【介護予防普及啓発講演会・相談会】 実施888回 参加者延数20,462人 (2016年1月現在) ②【地域介護予防活動支援事業】 実施1,550回 参加延人数24,352人 (2016年1月現在) ③【介護予防サポーター養成講座】 実施1回 参加者延数38人	A	高齢者が、地域で支えあいながら暮らしていく地域づくりを支えるサポーターを男女の区別なく養成し派遣している。	2	○	○	①【介護予防普及啓発事業】 ②【地域介護予防活動支援事業】 ③【介護予防サポーター養成講座】 ①生活機能の維持・向上を積極的に図り、高齢者本人の自己実現を形成することができるよう、医師、歯科医師、保健師等により、介護予防に関する知識の普及を保健センター等において行うとともに介護予防自主活動の立ち上げ支援を行う。 ②介護予防の考え方やそのための活動等を地域において普及させる人材を育成する。介護予防自主活動の継続支援を行う。 ③介護予防活動の支援のために、介護予防サポーターの養成と、地域で介護予防活動の支援を行う。	イ	地域包括 支援課
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	①	自立支援ホームヘルプサービスの推進	在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするともに、要介護状態への進行を防止する。	・自立支援ホームヘルプサービス事業 (1,798千円) 【内容】 家事援助(調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買い物等) 【利用回数】 週1回1時間程度 【利用料金】 1時間あたり200円	・自立支援ホームヘルプサービス事業 (1,803千円) 【内容】 家事援助(調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買い物等) 【利用回数】 週1回1時間程度 【利用料金】 1時間あたり200円	A	特になし	3	○	○	・自立支援ホームヘルプサービス事業 (1,938千円) 【内容】 家事援助(調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買い物等) 【利用回数】 週1回1時間程度 【利用料金】 1時間あたり200円	ア	高齢者支 援課
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	②	生きがいデイサービス事業の推進	家に閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービスを行うことにより、自立生活の助長を図るとともに、生きがいを促進する。	・生きがい対応型デイサービス事業 (36,727千円) 【内容】 日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 【利用回数】 週1回(午前10時から午後3時頃まで) 【利用料金】 利用料200円(+給食代等実費)	・生きがい対応型デイサービス事業 (31,435千円) 【内容】 日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 【利用回数】 週1回(午前10時から午後3時頃まで) 【利用料金】 利用料200円(+給食代等実費)	B	特になし	3	△	△	・生きがい対応型デイサービス事業 (36,791千円) 【内容】 日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 【利用回数】 週1回(午前10時から午後3時頃まで) 【利用料金】 利用料200円(+給食代等実費)	ア	高齢者支 援課
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	③	老人福祉施設の整備推進	増加する介護保険施設サービスのニーズに対応するとともに、在宅福祉サービス提供の拠点として老人福祉施設の整備を推進する。	老人福祉施設建設等助成 特別養護老人ホームの整備 (平成27年度) ・広域型の創設 1施設 (70床、併設ショートステイ10床) ・地域密着型の創設 1施設 (29床、併設ショートステイ10床)	老人福祉施設建設等助成 (202,500千円) 特別養護老人ホームの整備 ・広域型の創設 1施設 (70床、併設ショートステイ10床) ・地域密着型の創設 1施設 (29床、併設ショートステイ10床)	A	真に利用が必要な全ての高齢者がプライバシーに配慮された快適な施設を利用できるように、計画的に施設整備を進めている。	2	○	○	老人福祉施設建設等助成 特別養護老人ホームの整備 (平成28年度) ・広域型の創設 1施設 (70床、併設ショートステイ10床)	ウ	高齢者支 援課
VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	④	地域密着型サービスの基盤の計画的な整備	認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所を計画的に整備し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように支援する。	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所を圏域バランスを考慮しながら整備する。 【平成27年度整備計画】 8か所 (小規模多機能型居宅介護事業所2ヶ所、認知症対応型共同生活介護事業所3ヶ所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所3ヶ所)	・小規模多機能型居宅介護事業所を2か所整備した。(H28年度への繰越含む) ・認知症共同生活介護事業所を3か所整備した。(H28年度への繰越含む) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を1ヶ所整備した。	C	真に利用が必要な全ての高齢者がプライバシーに配慮された快適な施設を利用できるように、計画的に施設整備を進めている。	2	△	△	小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を圏域バランスに考慮しながら整備する。 【平成28年度整備計画】 6か所 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所1ヶ所、認知症対応型共同生活介護事業所3ヶ所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所2ヶ所)	ウ	高齢者支 援課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に 関して配慮した内容	配慮状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	①	男性対象の啓発講座の開催(再掲)	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	・男性セミナーの開催【再掲】	・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・子育て応援講座1の開催【再掲】 8月 全2回 25組受講 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ94人受講(うち男性延べ14人)	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担 にとわれない内容になっている。	1	◎	◎	・男性セミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	・男性セミナーの開催【再掲】	・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・NPO法人ファザーリング・ジャパン関西との開催【再掲】 1月 全1回 15人受講 ・子育て応援講座1の開催【再掲】 8月 全2回 25組受講	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜・平日夜間に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担 にとわれない内容になっている。	1	◎	◎	・男性セミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	【再掲】 おじいちゃんの料理教室の開催	【再掲】 おじいちゃんの料理教室の開催	B	男女の固定的な役割分担等にとわれない内容、食事づくりの基本から学ぶことにより、家庭内等での食事づくりにつながっており、男女共同参画の啓発になっている。	1	◎	◎	【再掲】 おじいちゃんの料理教室の開催	ア	保健所健康課
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等の作成を検討する。	・関係課と協議した上で、ひめじ創生戦略における実施事業としても位置付け、平成28年度実施のための予算を確保した。 ・他都市において作成・発行されている刊行物等の情報を収集し、資料の作成に向けて検討した。	C	男性に分かりやすい内容となるよう検討した。	2	△	○	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等を関係課とともに作成する。	ウ	男女共同参画推進課
VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 (ウエーブレット第43号特集『仕事と生活どちらかが大事??ワークライフバランスでハッピーな人生を!!』で啓発)	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担 にとわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	①	ホームページへの子育て情報掲載	子育てをする人が望む情報を一括し提供できるホームページにより、常に広く新しい子育て情報を提供する。	・子育て総合情報サイト「わくわくチャイルド」の運営 ・子育て関係情報をメール配信	・子育て関係の情報をメール配信42件	B	男女の固定的な役割分担等にとわれない内容となっている。	1	◎	◎	・子育て総合情報サイト「わくわくチャイルド」を運営 ・子育て関係情報をメール配信	ア	こども支援課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	①	ホームページへの子育て情報掲載	子育てをする人が望む情報を一括し提供できるホームページにより、常に広く新しい子育て情報を提供する。	子育てについての新しい情報を随時更新。(姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページリンク)	子育てについての新しい情報を随時更新。(姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページリンク)	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った	1	◎	◎	子育てについての新しい情報を随時更新。(姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページリンク)	ア	保健所健康課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	②	男女で支え合う育児・介護情報の提供(再掲)	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取り組みとなるような情報を発信していく。	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 〈前期〉5・6月 全3回 延べ56人受講 〈後期〉11月 全3回 延べ80人受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・子育て応援講座2(保護者対象)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ35人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担 にとわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】 ・図書情報コーナーで啓発【再掲】 ・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	③	地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、情報の提供、助言等を行うほか、子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供する。	・保健師等のお話、おもちゃ広場他60活動の実施 年間予定回数:活動内容によって週1回～年1回 年間参加予定人数:延72,000人	・保健師等のお話、おもちゃ広場他60活動の実施 年間回数:活動内容によって週1回～年1回 年間参加人数:延119,403人	A	子育ての不安感や負担感を抱かえまいよう、気軽に集える場を提供した。	1	◎	◎	・保健師等のお話、おもちゃ広場他60活動の実施 年間予定回数:活動内容によって週1回～年1回 年間参加予定人数:延72,000人	ア	星の子ステーション
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	③	地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、情報の提供、助言等を行うほか、子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供する。	わくわく広場いしま・わくわく広場ゆめさき・わくわく広場こうでら・わくわく広場やすとみ・すこやか広場の運営	わくわく広場の利用者 35,812人 すこやかひろばの利用者数 15,743人	B	子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供した。	1	◎		わくわく広場いしま・わくわく広場ゆめさき・わくわく広場こうでら・わくわく広場やすとみ・すこやか広場の運営	ア	こども支援課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	③	地域子育て支援拠点事業の推進	地域子育て支援拠点事業を実施する児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、情報の提供、助言等を行うほか、子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供する。	子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施予定 ・内容 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業、リフレッシュ・ママ事業ほか ・参加者 在宅乳幼児とその保護者 ・回数 事業ごとに月1回から数回程度。ただし、子育て相談は随時実施します。	子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援センター事業を実施した。 ・内容 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業、リフレッシュ・ママ事業ほか ・参加者 在宅乳幼児とその保護者 ・回数 事業ごとに月1回から数回程度。ただし、子育て相談は随時実施した。	B	特に、地域の子育て家庭の親子が利用しやすいように配慮した。	1	◎		子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施予定 ・内容 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業、リフレッシュ・ママ事業ほか ・参加者 在宅乳幼児とその保護者 ・回数 事業ごとに月1回から数回程度。ただし、子育て相談は随時実施します。	ア	こども保育課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等親に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	・子ども相談室及び子育て情報相談室における育児相談実施	育児相談件数 450件	B	男女平等親に立った子育てを支援する相談を回った。	1	◎	◎	・子ども相談室及び子育て情報相談室における育児相談実施	ア	こども支援課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等親に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施予定 ・内容 育児不安等についての相談指導(電話相談、面接相談等により子育てで不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) ・相談者 子育て中の保護者ほか ・回数 随時実施します。	市立保育所等を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施した。 ・内容 育児不安等についての相談指導(電話相談、面接相談等により子育てで不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) ・相談者 子育て中の保護者ほか ・回数 随時実施した。 ・実績 保育所費・運営費の一部で支出	B	市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施した。 ・内容 育児不安等についての相談指導(電話相談、面接相談等により子育てで不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) ・相談者 子育て中の保護者ほか ・回数 随時実施した。 ・実績 保育所費・運営費の一部で支出	1	◎		市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施予定 ・内容 育児不安等についての相談指導(電話相談、面接相談等により子育てで不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) ・相談者 子育て中の保護者ほか ・回数 随時実施します。	ア	こども保育課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等親に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	【再掲】 7か月児の健康相談 妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業	【再掲】 7か月児の健康相談 妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業	A	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎		【再掲】 7か月児の健康相談 妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業	イ	保健所健康課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、さまざまな悩みを解消し、地域において男女平等親に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	○電話相談、面接相談による支援 ○来所相談 ○学校園訪問 ○HPによる情報発信	○電話相談、面接相談による子育て支援 電話相談件数1,861件 (含むフリーダイヤル 226件) 来所相談件数996件 のべ相談件数8,242件 教育相談総合窓口で受理した相談の内容によっては、学校や幼稚園及び保育所を訪問することで支援を充実する取組みを実施した。事案によっては、家庭訪問も実施した。	B	男女に関係なく相談に応じる体制を実施している。	1	◎		○電話相談、面接相談による子育て支援 ○来所相談 ○学校園・家庭訪問 ○HPによる情報発信 ○土曜開館日の活用	ア	育成支援課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑤	地域活動クラブの支援	宿泊型児童館「星の子館」や各児童センターを拠点に活動する、地域の母親たちによる地域活動クラブの活動を支援する。	地域組織活動クラブへの活動費助成 クラブ数:12組織 年間活動予定回数:1,000回	地域組織活動クラブへの活動費助成 クラブ数:9組織 年間活動回数:855回	B	地域の母親等が事業の企画や運営に参加しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	地域組織活動クラブへの活動費助成 クラブ数:9組織 年間活動予定回数:1,000回	ア	星の子ステーション

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑥	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	全小学校での実施をめざし、留守家庭児童を対象に、家庭にかかわる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図る。	・放課後児童クラブの開設・運営 預かり時間 授業終了後から午後6時 学校休業日は午前8時～午後6時(一部午後7時まで) 対象児童 小学校に就学している留守家庭児童 開設数 65箇所(時間延長モデル事業実施箇所の拡充)	・放課後児童クラブの開設・運営 預かり時間 授業終了後から午後6時 学校休業日は午前8時～午後6時(一部午後7時まで) 対象児童 小学校に就学している留守家庭児童 開設数 65箇所(時間延長事業実施27箇所)	A	児童の送迎に間に合わない保護者の利便性の向上のため、午後6時～午後7時の時間延長事業実施クラブを10箇所から27箇所に拡大した。	1	◎	◎	・放課後児童クラブの開設・運営 預かり時間 授業終了後から午後6時 学校休業日は午前8時～午後6時(一部午後7時まで) 対象児童 小学校に就学している留守家庭児童 開設数 65箇所(時間延長事業実施箇所の拡充)	才	こども政策課
VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑦	すこやかセンター(子育て支援施設)の事業の推進	子育て支援施設として、子育て情報相談センター・ファミリーサポートセンター等の事業を推進し、地域での子育て支援の充実を図る。	・子育て情報相談センター事業の実施 ・子育て学習センター事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業の実施	子育て情報相談センター事業の実施 ①面接、電話等による子育て相談の実施 514件 ②子育て講演会の開催 12回 ③子育て家庭支援講座の実施 5回 ④子育てに関する情報の収集・発信 ・子育て支援総合情報誌「わくわくチャイルド」の発行 6回 ・情報コーナー育児図書貸出 412冊 ・すこやかひろばの開放 15,743人 子育て学習センター事業の実施 前・後期 各4コース 20回313組 体験 4回131組 ファミリーサポートセンター事業の実施 育児を受けたい人と、行いたい人を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う組織の運営 ・平成14年7月事業開始 ・年度末会員登録者数 1979人(内訳) 依頼会員1219人 提供会員523人 両方会員 237人 ・援助活動件数5480件 ・会員講習会・交流会の開催 547人	B	日曜日に開催、一時保育の実施 一時保育の実施 固定的な文章、挿絵に配慮し作成 日曜日に「親子の時間」プログラムを実施し、父親も参加しやすいように配慮した 家庭と仕事の両立支援実施	1	◎	◎	・子育て情報相談センター事業の実施 ・子育て学習センター事業の実施 ・ファミリーサポートセンター事業の実施		こども支援課
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	①	延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育及び休日保育の充実	通常の保育以外に求められている多様な保育サービス(延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育、休日保育)をさらに充実させる。	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施予定 実施内容、実施ヶ所数(予定)、事業費(予算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立施設 30ヶ所 263,236千円 私立施設 61ヶ所 109,222千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立施設 24ヶ所 運営費の一部 私立施設 57ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立施設 30ヶ所 運営費の一部 私立施設 68ヶ所 240,300千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立施設 計9ヶ所 1,436千円及び運営費の一部 私立施設 計91ヶ所 123,511千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立施設 2ヶ所 教育・保育給付費の一部	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施予定 実施内容、実施ヶ所数、事業費(決算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立施設 30ヶ所 235,737千円 私立施設 66ヶ所 70,885千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立施設 25ヶ所 運営費の一部 私立施設 58ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立施設 30ヶ所 運営費の一部 私立施設 55ヶ所 182,452千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立施設 計9ヶ所 706千円及び運営費の一部 私立施設 計46ヶ所 66,133千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立施設 2ヶ所 教育・保育給付費の一部	B	多様な保育サービスを提供することにより、子育て中の人が利用しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施予定 実施内容、実施ヶ所数(予定)、事業費(予算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立施設 30ヶ所 262,130千円 私立施設 65ヶ所 104,543千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立施設 25ヶ所 運営費の一部 私立施設 57ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立施設 30ヶ所 運営費の一部 私立施設 71ヶ所 208,291千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立施設 計9ヶ所 1,307千円及び運営費の一部 私立施設 計81ヶ所 84,905千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立施設 2ヶ所 教育・保育給付費の一部	ア	こども保育課
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	②	障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の推進	通所を基本とし、未就学の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを提供する(児童発達支援)。幼稚園、大学を除き、就学している障害のある児童に、学校終了後又は休業日において、生活能力向上に必要な訓練や余暇の提供などを行う(放課後等デイサービス)。	障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等) ・412,063千円	障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等) ・479,802千円	A	・保育所に通所できない障害児に通所のを設け、保護者の負担の軽減を図る。	1	◎	◎	障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等) ・534,574千円	ア	障害福祉課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	③	保育の質を高めるための研修の実施	安心して子どもを預けることができるように、保育に携わる職員に対して研修を実施し、意識啓発をする。	市内保育所・認可外保育施設に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修 ・中堅保育士研修 ・食育についての研修 ・食物アレルギーについての研修 ・保育日誌の書き方 ・保育ゼミナール ・衛生講習会(食中毒・感染症) ・その他勉強会等を実施予定	市内保育所・認可外保育施設に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修(76人) ・中堅保育士研修(30人) ・食育についての研修(86人) ・食物アレルギーについての研修(80人) ・保育ゼミナール(17人) ・衛生講習会(食中毒・感染症)(154人) ・(他業種の施設職員と合同)苦情解決(27人)	B	子ども子育て支援新制度の給付対象となる施設については、等しく質の向上が求められることから、これまで、認可保育所の保育士のみを参加対象としていた研修(保育ゼミナール、中堅保育士研修)に、認可予定の認可外保育施設や、特定認可外保育施設型認定こども園の保育士、幼稚園型認定こども園の保育士も対象とした。	2	○	○	市内保育所・認可外保育施設に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修 ・中堅保育士研修 ・食育についての研修 ・食物アレルギーについての研修 ・保育日誌の書き方 ・保育ゼミナール ・衛生講習会(食中毒・感染症) ・その他勉強会等を実施予定	ア	監査指導課
VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	③	保育の質を高めるための研修の実施	安心して子どもを預けることができるように、保育に携わる職員に対して研修を実施し、意識啓発をする。	利用児童の処遇向上などを図るため、保育所・こども園職員の研修の実施及び研修・研究の取り組みを支援予定 ・内容 保育所・こども園内外での研修・研究などを通じ、質の高い教育・保育及び保育サービスを提供 ・対象 保育士・保育教諭、調理員ほか ・回数 受講研修のプログラムによる	入所児童の処遇向上などを図るため、保育所職員の研修の実施及び研修・研究の取り組みを支援した。 ・内容 保育所内外での研修・研究などを通じ、質の高い保育サービスを提供 ・対象 保育士、調理員ほか ・回数 受講研修のプログラムによる ・市立保育所30ヶ所 運営費の一部 ・私立保育所53ヶ所 委託保育費の一部ほか	B	・女性が研修に参加しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	利用児童の処遇向上などを図るため、保育所・こども園職員の研修の実施及び研修・研究の取り組みを支援予定 ・内容 保育所・こども園内外での研修・研究などを通じ、質の高い教育・保育及び保育サービスを提供 ・対象 保育士・保育教諭、調理員ほか ・回数 受講研修のプログラムによる	ア	こども保育課
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	①	男性対象の啓発講座の開催(再掲)	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・子育て応援講座2(保護者対象)の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	・子育て応援講座2(保護者対象)の開催【再掲】 10月 全2回 35人受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ94人受講(うち男性延べ14人)	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・子育て応援講座2(保護者対象)の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	・子育て応援講座1の開催【再掲】 8月 全2回 25組受講 ・男性セミナー(兼ワークライフバランスセミナー)の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講(うち男性延べ17人) ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ94人受講(うち男性延べ14人) ・NPO法人ファザリング・ジャパン関西との開催【再掲】 1月 全1回 15人受講	A	・働き盛り男性の参加しやすい土曜・日曜に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・子育て応援講座1の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	【再掲】 おじいちゃんの料理教室の開催 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について、検討実施	【再掲】 おじいちゃんの料理教室の開催 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援を実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行い、共に参加しやすい曜日時間設定に配慮し、案内や申し込み時にも伝えた。	1	◎	◎	【再掲】 おじいちゃんの料理教室の開催 【再掲】 全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	イ	保健所健康課
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等の作成を検討する。	・関係課と協議した上で、ひめじ創生戦略における実施事業としても位置付け、平成28年度実施のための予算を確保した。 ・他都市において作成・発行されている刊行物等の情報を収集し、資料の作成に向けて検討した。	C	男性に分かりやすい内容となるよう検討した。	2	△	○	男性に分かりやすい家事・育児等の基本的な内容のパンフレット等を関係課とともに作成する。	ウ	男女共同参画推進課
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	・ウエープレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	・ウエープレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 (ウエープレット第45号特集『子どもたちを守りたい～みんなで考えよう!家庭・地域でできること』で啓発)	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	・ウエープレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発【再掲】	ア	男女共同参画推進センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価		事業計画(予定)	取組 方針
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	(4)	マタニティサポート教室(ママ/i/a教室)の開催(再掲)	両親ともに学習機会を設けることで母性機能の尊重や保護、父親として妊娠期からの子育て参加を積極的に推進する。	【再掲】妊娠・出産包括支援事業について、検討実施	【再掲】『子育て手帳』の交付実施 計 4,753人 【再掲】妊娠・出産包括支援事業について検討、全妊婦面接相談支援事業の充実と妊娠期からの切れ目ない支援の実施することとなった。	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎	◎	【再掲】『子育て手帳』の交付 【再掲】全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	イ	保健所健康課
VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	(5)	児童センター事業の充実	宿泊型児童館「星の子館」や各児童センターにおいて、乳幼児と男性(父や祖父)を対象とした子育て支援や情報交換の場を提供する。	・主なイベント:イクメンクラブ、お父さんも一緒に、スキップランド、土曜スキップランド ・活動予定回数:130回 ・参加予定人数:延1,000人	・主なイベント:イクメンクラブ、お父さんも一緒に ・活動回数:67回 ・参加人数:延2,274人	B	男性も参加しやすいように曜日時間設定等に配慮した。	1	◎	◎	・主なイベント:イクメンクラブ、お父さんも一緒に ・活動予定回数:100回 ・参加予定人数:延2,400人	ウ	星の子ステーション
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	(1)	ひとり親家庭等への経済的支援の推進	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等での児童を養育する人に経済的支援を行う。	児童扶養手当の給付	受給者数 5,875人(父子家庭を含む) (上記のうち全部支給停止者数 455人) (平成28年3月末現在)	B	平成22年8月から児童扶養手当の対象が父子家庭にも拡大され、母子・父子に関わらずひとり親家庭への経済的支援として実施。	1	◎	◎	児童扶養手当の給付	ア	こども支援課
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	(2)	母子生活支援施設への入所支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が監護する児童の福祉に欠けるととき、母子生活支援施設において保護するとともに、自立に向けた支援を行う。	・母子生活支援施設への委託事業実施	・母子生活支援施設への委託 平成28年4月1日現在の入所人員 15世帯34人	B	・関係機関との連携により入所をよりスムーズにした。	1	◎	◎	・母子生活支援施設への委託事業実施	ア	こども支援課
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	(3)	ひとり親家庭等相談活動の充実	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じて、その自立に必要な指導を行い、ひとり親家庭等の福祉増進に努める。	・母子・父子自立支援員を配置し相談業務実施	・母子・父子自立支援員を配置 非常勤嘱託4人 相談日 月曜日～金曜日 ・母子・父子自立支援員による相談(施設入所時・入所中) 52件	B	・母子家庭の母(父子家庭の父)がかかえる様々な問題の解決のために関係機関との連携を図った。	1	◎	◎	・母子・父子自立支援員を配置し相談業務実施	ア	こども支援課
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	(4)	日常生活支援事業の充実	日常生活を営むのに支障がある母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し必要な生活援助や子育て支援を行う。	・ひとり親家庭等日常生活支援事業実施	・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 支援内容(姫路市婦人共励会に委託) 掃除、食事の世話、買い物、乳幼児の世話、医療機関との連絡等 平成27年度登録者 2名 派遣実績 無し	C	母子家庭の母等の自立促進に支障が出る場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や子育て支援を行う予定であったが、支援要請が無かった。	2	△	△	・ひとり親家庭等日常生活支援事業実施	エ	こども支援課
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	(5)	母子福祉団体の育成・指導	母子家庭及び寡婦家庭の自立更生を援助する母子福祉団体(婦人共励会)を育成するための指導・助成を充実する。	・姫路市婦人共励会支援事業の実施 ・母子家庭等福祉推進事業及び母子家庭技能修得事業の団体への委託	・自治福祉会館内の婦人共励会事務室室料を助成 ・母子家庭同士の交流を促進し、自立を助長する事業(若年母子家庭のつどい、野外活動事業等)を実施 (姫路市婦人共励会に委託) ・母子・寡婦福祉大会の開催 ・就業支援講習会を開催(介護職員初任者研修・医療事務講座・就業支援セミナー)	B	会員同士の交流を深めるとともに、女性の自立が助長されるような事業を実施した。	1	◎	◎	・姫路市婦人共励会支援事業の実施 ・母子家庭等福祉推進事業及び母子家庭技能修得事業の団体への委託	ア	こども支援課
VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	(6)	ひとり親家庭に対する就業の援助	児童扶養手当の受給者のうち、就労していない母親及び父親に、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。	・就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談 ・母子・父子自立支援プログラム策定実施 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施	・就労相談員の増員配置(1名増)による相談体制の充実 ・母子・父子自立支援プログラム策定数 206件 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施 自立支援教育訓練給付 7件 高等職業訓練促進給付金等給付 16件	B	ひとり親家庭の自立を支援する事業を実施した。	1	◎	◎	・就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談 ・母子・父子自立支援プログラム策定実施 ・母子家庭等自立支援給付事業の実施	ア	こども支援課

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 状況	所 管 評 価	総合 評 価	事業計画(予定)		取組 方針
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	①	どのような状況の人でも自分らしく暮らせるための講座等の開催	どのような状況であっても、自分らしく安心して暮らせるよう、知識・意識の普及啓発を図る講座等を開催する。	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】	・あいまっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 （前期）5・6月 全3回 延べ56人受講 （後期）11月 全3回 延べ80人受講 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 9月 全3回 延べ95人受講 ・男性セミナー（兼ワークライフバランスセミナー）の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講（うち男性延べ17人） ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10.11月 全3回 延べ94人受講（うち男性延べ14人） ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】 2月 全3回 延べ108人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・あいまっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	①	どのような状況の人でも自分らしく暮らせるための講座等の開催	どのような状況であっても、自分らしく安心して暮らせるよう、知識・意識の普及啓発を図る講座等を開催する。	・高齢者教養講座の開催 年1回 参加予定：750名 予算額：119(千円) ・いきいきセカンドライフ講座の開催 年1回(3回シリーズ) 参加予定：30名 予算額：176(千円)	・高齢者教養講座の開催 4月24日 参加者750名 テーマ「世代間交流と健康づくり」 決算額：107(千円) ・いきいきセカンドライフ講座の開催 年1回(3回シリーズ) 参加者31名 テーマ「50代からのセカンドライフ発見セミナー」 ①10万時間を活かすために ②元気で活動するために ③先輩たちに話を聞こう！ 決算額：115(千円)	A	・高齢者を対象とした「高齢者教養講座」では、男女問わず興味の高い「健康づくり」をテーマにした。 ・50代以降の男女を対象とした「いきいきセカンドライフ講座」では、健康の話や、退職後の時間の使い方、先輩の体験談をテーマとした。	1	◎	◎	・高齢者教養講座の開催 年1回 参加予定：750名 予算額：119(千円) ・いきいきセカンドライフ講座の開催 年1回(3回シリーズ) 参加予定：30名 予算額：176(千円)	ア	生涯現役推進室
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	②	高齢者等が安心していきいきと暮らせる環境の整備	ひとり暮らしや閉じこもりがちの高齢者などが地域で気軽に立ち寄れる場所の運営についての支援を行う。	・地域サロネットワーク会議の開催 ・地域サロン支援に関する先進都市調査 予算額：122(千円)	地域サロンのセミナー開催 2月7日 参加者24名 ①基調講演 テーマ「地域でつくるみんなの居場所」「地域の支えあい活動の重要性について」 ②グループワーク 決算額：24(千円)	A	地域サロン運営に関わる人たちが、地域サロンの課題と解決策について話し合う場を設けた。	1	◎	◎	・地域サロネットワーク会議の開催 予算額：101(千円)	イ	生涯現役推進室
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	③	ひとり暮らし高齢者等の福祉の充実	支援が必要なひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯に対し、在宅生活を支援する各種サービスや生活支援ハウスなど高齢者向け施設・住宅サービスを提供する。	①【老人日常生活用具給付等事業】 心身機能の低下により防火等の配慮が必要とされる65歳以上の高齢者に、日常生活用具を給付する。 ②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～4回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。 ③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場等で使用できる無料入浴券を交付する。 ④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】 65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に消防局の受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。 ⑤【生活支援ハウス運営助成事業】 高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 【①～⑤合計予算額】71,671千円	①【老人日常生活用具給付等事業】 心身機能の低下により防火等の配慮が必要とされる65歳以上の高齢者に、日常生活用具を給付する。 ②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～4回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。 ③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場等で使用できる無料入浴券を4枚交付する。 ④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】 65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に消防局の受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。 ⑤【生活支援ハウス運営助成事業】 高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 【①～⑤合計額】67,970千円	A	特になし	3	○	○	①【老人日常生活用具給付等事業】 心身機能の低下により防火等の配慮が必要とされる65歳以上の高齢者に、日常生活用具を給付する。 ②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～4回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。 ③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場等で使用できる無料入浴券を4枚交付する。 ④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】 65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に消防局の受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。 ⑤【生活支援ハウス運営助成事業】 高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 【①～⑤合計予算額】65,304千円	ア	高齢者支援課
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	④	相談支援窓口(福祉相談コーナー)の充実	福祉や保健についての相談内容が複雑な場合や相談先がわからない場合などに、その内容を整理し、必要な制度の紹介や情報提供、各種福祉サービスの調整を行う。	生活困窮者自立支援法の本格施行に向けて、さらなる体制整備を図る。	生活困窮者自立支援法施行により新たに「くらしと仕事の相談窓口」を設置し、福祉相談コーナーの機能と、困窮者相談窓口の機能を統合した。	B	男女別け隔てなく相談しやすい内容になっている。	1	◎	◎	生活困窮者自立支援法に基づく事業を積極的に実施するため、より効果的な相談体制の充実を図る。	ア	生活支援室

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑤	障害者相談支援体制の充実	障害者が抱える問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うため、ケアマネジメント体制の確立や関係機関との連携強化などを図ることで障害者の相談支援体制を充実させる。	障害者相談拠点事業業務を委託	障害者相談拠点事業業務を委託	B	性別に関わらず、障害者が安心して暮らせる環境を整備して支援している。	1	◎	◎	障害者相談拠点事業業務を委託	ア	障害福祉課
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑥	障害者への就労支援	職業自立センターひめじを中心とした関係機関による就労支援ネットワークを築き、職業相談、就労の場の確保と安定した職業生活に向けての支援を日常生活を含めて積極的に推進する。	障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託	障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託	B	性別に関わらず、障害者が安定した職業に就けるよう整備して支援している。	1	◎	◎	障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託	ア	障害福祉課
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑦	さまざまな家庭のあり方についての啓発	さまざまな家庭のあり方についての理解を深めるため、講座などを通して啓発を行う。	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】	・あいめっせステップ・アップ塾の開催【再掲】 （前期）5・6月 全3回 延べ56人受講 （後期）11月 全3回 延べ80人受講 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 9月 全3回 延べ95人受講 ・男性セミナー（兼ワークライフバランスセミナー）の開催【再掲】 10月 全2回 延べ26人受講（うち男性延べ17人） ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 10,11月 全3回 延べ94人受講（うち男性延べ14人） ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】 2月 全3回 延べ108人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・あいめっせステップ・アップ講座の開催【再掲】 ・女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 ・男性セミナーの開催【再掲】 ・生涯現役応援講座の開催【再掲】 ・多様なライフスタイル講座の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑦	さまざまな家庭のあり方についての啓発	さまざまな家庭のあり方についての理解を深めるため、講座などを通して啓発を行う。	地域交流事業(20,202千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う中で、様々な家庭のあり方についての啓発を行う。	地域交流事業(12,379千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	B	女性が参加しやすいよう、開催日時に配慮した。	1	◎	◎	地域交流事業(20,357千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。	ア	人権啓発課
VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑧	災害時要援護者の支援	災害時に最も被害を受けやすい高齢者や障害者等の災害時要援護者の把握や、その効果的な避難支援体制を整備するために、各地域において、災害時要援護者地域支援協議会を設立し、災害時要援護者台帳の整備を行いながら、日頃からの見守りと災害時の支援を行う。	地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施	地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施	B	災害時要援護者台帳の整備を行いながら、日頃からの見守りと災害時の支援を行うことで社会的に困難な状況にある男女の生活安定に寄与する。	2	○	○	地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施	ウ	保健福祉政策課
推	1	(1)	全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実	①	「男女共同参画プラン推進本部」の充実	副市長を本部長とし、全局長等で構成する「男女共同参画プラン推進本部」を運営し、庁内における横断的な調整を行う。また、職場における男女共同参画を推進するための男女共同参画プラン推進員の活動を充実させる。	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組みについて、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催した。 本部会議 4/30・8/5 幹事会 6/23 ・職員率先行動計画の取組みについて、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図った。 ・プラン推進員を対象とした研修の後、研修内容を所属内研修として全職員へ伝える仕組みを導入し、プラン推進員を通じ、職員への周知・啓発を行った。	B	男女共同参画の推進に向け、全庁的な取組みとした。	1	◎	◎	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組みについて、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。	ア	男女共同参画推進課
推	1	(2)	男女共同参画の視点からの評価システムの構築	①	男女共同参画施策に関する評価システムの構築	市民参画も視野に入れ、プランの推進状況を客観的に把握、検証するための指標や目標値を設定し、その結果を積極的に公開するなど、より分かりやすい評価システムを構築する。	・プランの推進状況について、プラン推進本部で評価した後、男女共同参画審議会に報告する。 ・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を掲載する。	・プランの推進状況について、プラン推進本部で評価した後、男女共同参画審議会に報告した。 ・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、施策の実施に当たっての対応を関係課へ求めた。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を公表した。	B	プランの推進状況を評価できるよう調査に男女共同参画の推進に関する配慮状況の項目を加えるなど、様式を工夫した。	1	◎	◎	・プランの推進状況について、プラン推進本部で評価した後、男女共同参画審議会に報告する。 ・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を掲載する。	ア	男女共同参画推進課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	①	職員研修による啓発の推進	男女共同参画の視点を取り入れた講演等を実施し、男女共同参画社会の啓発を推進する。また、プランについて職員に対する周知と意識啓発を目的とした研修を、男女共同参画プラン推進員対象に行い、庁内における問題意識を共有する機会をつくる。	プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて開催する。(11月開催予定)	・プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて開催した。 開催日 11/4(水)午前・午後2回 講師 池田恵子氏 タイトル「男女共同参画の視点で考える防災・減災～近年の大災害から学ぶ～」 参加者 288人 ・プラン推進員に対し、研修内容を所属内研修として全職員へ伝え、その実施状況を報告するよう求めた。	B	所属内研修の実施により、プラン推進員だけでなく全職員へ男女共同参画に関する研修の内容を伝える仕組みを導入し、全庁的な取り組みとした。	1	◎	◎	プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて開催する。	ア	男女共同参画推進課
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	①	職員研修による啓発の推進	男女共同参画の視点を取り入れた講演等を実施し、男女共同参画社会の啓発を推進する。また、プランについて職員に対する周知と意識啓発を目的とした研修を、男女共同参画プラン推進員対象に行い、庁内における問題意識を共有する機会をつくる。	・男女共同参画プラン推進員を対象にプランについての周知と意識啓発を目的とした研修を実施する。(1コース) ・基本研修の一部において、男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。(1コース以上)	・「男女共同参画プラン推進員研修」において姫路市男女共同参画プラン2022の周知と意識啓発を行った。(1回288名)(82千円) ・「新採用職員(採用前)研修」において、「男女共同参画について」と題した科目を実施した。(1回104名)(0千円・内部講師) ・「新任課長研修」において、ハラスメントの内容を取り入れて実施した。(1回35名)(外部講師・509千円) ・「現任課長研修」において、ハラスメントの内容を取り入れて実施した。(1回26名)(185千円) ・「4級職員研修」において、「男女共同参画」と題した科目を実施した。(1回74人)(0千円・内部講師) ・「ライフスタイルを考えるー男と女の関係を探るー」のテーマで開催された人権学習地域講座へ職員を派遣した。(1回3名)(0千円) ・日本経営協会が実施の研修コース「第31回地方自治体助成職員交流研究会」へ職員を派遣した。(1名2日間)(72千円) 「地方自治体の中堅女性職員キャリアアップ講座」へ職員を派遣した。(1名2日間)(67千円) ・公務人材開発協会が実施の研修コース「ハラスメント防止研修リーダー養成コース」へ職員を派遣した。(1名2日間)(77千円)	B	種々の制約のあるなかで、意識啓発のために最大限の効果が得られるように検討の上、テーマ及び講師等を選定した。	1	◎	◎	・男女共同参画プラン推進員を対象にプランについての周知と意識啓発を目的とした研修を実施する。(1コース) ・基本研修の一部において、男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。(1コース以上)	ア	研修厚生センター
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	②	職員の意識づくりの推進	職員の学習プログラムを開発するなど、業務推進時に男女共同参画の視点の導入促進に努めるとともに、庁内ネットワークで職員が学習できるよう、より分かりやすく充実した情報発信を行う。また、各職場において男女共同参画についての議題を朝礼や課内会議に取り入れ、積極的な意見交換を行い職員の意識の高揚に努める。	・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行う。 ・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう内容の充実を努める。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。 ・職員の意識づくりの推進を図る。	・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行った。 ・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう、プラン推進員研修の資料を掲載するなど、内容の充実を図った。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新した。 ・庁内LAN(ここみてネット)アクセス数 3,474件 ・プラン推進員を対象とした研修の後、研修内容を所属内研修として全職員へ伝える仕組みを導入し、職員の意識の高揚を図った。	B	全職員に対し男女共同参画の推進に向けての意識づくりに努めた。	1	◎	◎	・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行う。 ・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう内容の充実を努める。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。 ・職員の意識づくりの推進を図る。	ア	男女共同参画推進課
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	③	男女共同参画に関する職員意識調査の実施	男女共同参画に関する職員の意識及び実態を把握するため、意識調査を実施する。	人事課が実施した調査等を踏まえて調査項目を決定し、平成28年2月に職員意識調査を実施した。調査対象者は、常勤の一般職員(再任用職員及び任期付職員を含む。)及び長期臨時職員。	B	男女共同参画に関する意識について、実施年度間の変化や全国・兵庫県の調査結果と比較できるように留意することとした。	1	◎	◎	平成28年2月に実施した市民意識調査の集計・分析を実施する。	ウ	男女共同参画推進課	
推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	④	男女が働きやすい職場づくりの推進	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進するとともに、ワークライフ・バランスの確保に努める。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進する。	引き続き特定事業主行動計画、セクシュアル・ハラスメント防止の取組を推進する。	・年次休暇の取得促進 12.3日	B	・年次休暇の取得を促進することにより、ワークライフ・バランス機会を増やした。	1	◎	◎	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を推進する。また、庁内のセクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進する。	エ	人事課

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況	平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配賦状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	課・室名
推	1	(4)	男女共同参画率先行動計画の見直し	①	新たな姫路市職員男女共同参画率先行動計画の策定	新たな姫路市職員男女共同参画率先行動計画を策定し、男女がともに活躍できる職場づくりに取り組み、さらなる職員への周知、意識づくりのための庁内報の活用などを検討する。	・姫路市職員男女共同参画率先行動計画〔第2次〕を全職員へ周知し、計画の推進を促す。 ・計画に掲げている数値目標の達成に向け、とくにプラン推進員の意識高揚を図る。	・庁内LAN(かしネット)の新着情報へ投稿する機会毎に率先行動計画〔第2次〕を周知し、計画の推進を促した。 「男女共同参画週間」啓発、プラン推進員研修後の所属内研修実施、率先行動計画実施状況調査など ・次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定に当たり、内容の整合を図った。	B	全職員に対し男女共同参画の推進に向けての意識づくりに努めた。	1	◎	◎	・姫路市職員男女共同参画率先行動計画〔第2次〕を全職員へ周知し、計画の推進を促す。 ・計画に掲げている数値目標の達成に向け、とくにプラン推進員の意識高揚を図る。	ア	男女共同参画推進課
推	2	(1)	条例の制定	①	条例についての検討・制定	基本的な考え方、盛り込むべき事項等について広く意見を聴きながら検討し、条例を制定する。	・条例骨子案に対するパブリック・コメントを実施した上で、条例案を検討する。 ・当該年度中に条例を制定する。	・条例骨子案に対するパブリック・コメントを実施した。 意見募集期間：7/1-31 意見提出件数：14通64件 ・男女共同参画審議会の答申及びパブリック・コメントで提出された市民意見を参考に条例案を作成した。 ・平成28年2月22日に姫路市男女共同参画推進条例を制定した。(平成28年4月1日施行)	B	男女共同参画をより一層積極的に展開するための条例となるよう盛り込むべき事項等について検討した。	1	◎	◎	姫路市男女共同参画推進条例について周知・啓発に努める。 ・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を関係機関に配架するだけでなく、市内全域において自治会単位で回覧することで、啓発に努める。 ・各種団体の機関誌に条例の制定に関する記事を掲載し、広く周知する。	イ	男女共同参画推進課
推	2	(2)	条例についての広報活動	①	条例についての広報活動	条例についての理解を得るため、さまざまな機会を活用して広報活動を推進する。	条例の内容を周知するためのパンフレットを作成する。	・平成28年2月22日制定の姫路市男女共同参画推進条例に関するパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を平成28年3月に作成・発行した。 発行部数 50,000部 ・啓発パネルを作成し、各種イベント等の機会に掲示し、男女共同参画の推進の必要性について啓発した。 ・あいめっせ写真展(本庁10/8-21) ・環境フェスティバル(10/3・4) ・あいめっせフェスティバル(11/14・15)など	B	男女共同参画をより一層積極的に展開するための条例の制定に向けた広報につなげた。	1	◎	◎	姫路市男女共同参画推進条例について周知・啓発に努める。 ・平成28年3月発行のパンフレット「姫路市男女共同参画推進条例～男女共同参画のまちづくりのために～」を関係機関に配架するだけでなく、市内全域において自治会単位で回覧することで、啓発に努める。 ・各種団体の機関誌に条例の制定に関する記事を掲載し、広く周知する。	イ	男女共同参画推進課
推	3	(1)	男女共同参画推進センター機能の充実・強化	①	男女共同参画推進センターのハード・ソフト両面での機能の充実	男女共同参画推進センターの理念と役割に基づき、基本事業を柱とした事業展開と内容の充実を図る。また、地域メディアやホームページ等を活用し、「あいめっせ」のPRを強化するとともに、講座の評価方法を検討し、検証を行う。	・センター管理運営費 80,534千円 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 10,353千円 ・様々な手法を使い「あいめっせ」のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。	【ハード面】 ・運営管理費 51,998千円 (内訳) 光熱水費 8,004千円 委託料 14,362千円 共用部分共益費 22,898千円 ほか 【ソフト面】 ・学習啓発等推進経費 7,530千円 (内訳) 学習啓発事業(講座、講演会、写真展)2,077千円 市民企画支援事業 86千円 ほか	B	・男女共同参画社会を推進する拠点としての施設管理及び学習啓発事業を行った。	1	◎	◎	・センター管理運営費 92,211千円 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 11,778千円 ・様々な手法を使い「あいめっせ」のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。	ア	男女共同参画推進センター
推	3	(2)	市民参画による男女共同参画推進センターの運営	①	「男女共同参画推進センター運営会議」の運営	専門家や関係団体代表、公募市民等により男女共同参画推進センターの運営を検討するとともに、学生など若い世代の意見を積極的に取り入れるため、委員枠の検討を行う。	・男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成：委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 開催状況： 第1回 5月29日 ・平成27年度事業について ・市民企画事業進捗状況について 第2回 2月18日 ・平成26年度講座等の実施状況について ・「あいめっせフェスティバル2015」の取り組み等について	・男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成：委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 開催状況： 第1回 5月29日 ・平成27年度事業について ・市民企画事業進捗状況について 第2回 2月18日 ・平成26年度講座等の実施状況について ・「あいめっせフェスティバル2015」の取り組み等について	B	・男女共同参画について広く意見を求めるため、会員を公募した。	1	◎	◎	・男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成：委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定	ア	男女共同参画推進センター

基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況					平成28年度実施計画		担当課	
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施 状況	男女共同参画の推進 に関して配慮した内容	配 慮 状 況	所 管 評 価	総合 評価	事業計画(予定)		取組 方針
推	3	(2)	市民参画による男女共同参画推進センターの運営	(2)	男女共同参画推進センター利用者との意見交換会の開催及び事業の共同主催	男女共同参画推進センターの登録団体など利用者との意見交換会(登録団体連絡会)を開催し、市民ニーズを事業及び運営に反映させる。また、登録団体と事業を共同主催することで、団体の現状やあり方などを運営に反映させる。	・登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 ・あいめっせフェスティバル2015の開催【再掲】	・登録団体連絡会の開催 第1回 4月16日15団体参加 第2回 5月14日18団体参加 第3回 6月18日17団体参加 第4回 7月23日19団体参加 第5回 8月20日14団体参加 第6回 9月17日19団体参加 第7回 10月15日14団体参加 第8回 11月5日17団体参加 第9回 12月10日15団体参加 第10回 2月18日13団体参加 ・あいめっせフェスティバル2015の開催【再掲】 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発。 開催日 11月14日、15日 参加数 25団体 入場者 2,000人	B	・男女共同参画社会をめざす登録団体がより活発な活動ができるよう、活動支援を行なった。	1	◎	◎	・登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 ・あいめっせフェスティバル2015の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
推	3	(3)	男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化	(1)	男女共同参画推進センター登録団体の交流及び連携強化	男女共同参画推進センター登録団体が主体となって事業などの企画・運営を行い、登録団体としての意識づくりや他団体との交流、連携により、ステップアップを図る。また、他分野で活動している人物や団体に、登録団体について周知し、“あいめっせ”を拠点とした活動の拡充を推進する。	・登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 ・あいめっせフェスティバル2015の開催【再掲】	・登録団体連絡会の開催【再掲】 第1回 4月16日15団体参加 第2回 5月14日18団体参加 第3回 6月18日17団体参加 第4回 7月23日19団体参加 第5回 8月20日14団体参加 第6回 9月17日19団体参加 第7回 10月15日14団体参加 第8回 11月5日17団体参加 第9回 12月10日15団体参加 第10回 2月18日13団体参加 ・あいめっせフェスティバル2015の開催【再掲】 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介し、男女共同参画について啓発。 開催日 11月14日、15日 参加数 25団体 入場者 2,000人	B	・男女共同参画社会をめざす登録団体がより活発な活動ができるよう、活動支援を行なった。	1	◎	◎	・登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 ・あいめっせフェスティバル2016の開催【再掲】	ア	男女共同参画推進センター
推	4	(1)	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への支援と連携の強化	(1)	男女共同参画社会を担う市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への活動支援	男女共同参画社会を担う市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)に対し、さまざまな形態による活動支援を行う。	・市民企画支援事業(600千円) 男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成する。 ・市民企画講座(80千円) 広く市民より企画員を募集し、市と共催で講座を開催する。	・市民企画支援事業(86千円)【再掲】 6団体に対し、男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成した。 ・市民企画講座(60千円)【再掲】 公募による企画員で構成された企画チームが企画・運営し、市と共同で講座を開催した。 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同主催【再掲】 9月 全3回 延べ37人受講	B	・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・市民企画支援事業(600千円) 男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成する。 ・市民企画講座(80千円) 広く市民より企画員を募集し、市と共催で講座を開催する。	ア	男女共同参画推進センター

基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		平成27年度実施状況		平成27年度実施状況				平成28年度実施計画		担当課		
		番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画(予定)	事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価		事業計画(予定)	取組方針
推	4	(1)	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)への支援と連携の強化	(2)	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)との情報交換と連携促進	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア、地縁系団体)との情報交換・共有により、連携強化を図るとともに、新たな協働をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター運営会議の開催【再掲】 構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定 登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 市民企画講座の開催【再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター運営会議の開催【再掲】 構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 開催状況: 第1回 5月29日 平成27年度事業について 市民企画事業進捗状況について 第2回 2月18日 平成27年度講座等の実施状況について 「あいめっせフェスティバル2015」の取り組み等について 登録団体連絡会の開催【再掲】 第1回 4月16日15団体参加 第2回 5月14日18団体参加 第3回 6月18日17団体参加 第4回 7月23日19団体参加 第5回 8月20日14団体参加 第6回 9月17日19団体参加 第7回 10月15日14団体参加 第8回 11月5日17団体参加 第9回 12月10日15団体参加 第10回 2月18日13団体参加 NPO法人ファザリング・ジャパン関西との共催【再掲】 1月 全1回 15人受講 市民企画講座の開催【再掲】 2月 全2回 延べ55人受講 	B	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター運営会議の開催【再掲】 構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定 登録団体連絡会の開催【再掲】 年10回程度開催予定 女性のエンパワメント講座の開催【再掲】 市民企画講座の開催【再掲】 	ア	男女共同参画推進センター
推	4	(2)	「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営	(1)	「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営	学識経験者や団体代表・公募市民からなる「男女共同参画プラン推進懇話会」を開催し、基本的かつ総合的な観点から、プランの推進について協議したり、調査・研究を行うなど、機能強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会を開催する。 第三者評価としてプランの推進状況について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。 プランの見直しを行う際、意見を聴取する。 	<ul style="list-style-type: none"> 姫路市男女共同参画審議会を開催した。 審議会 8/25・11/26・3/28(3回) 条例検討部会 9/18・10/6・1/7(3回) プランの推進状況について意見を聴取し、第三者評価とするとともに、施策の実施に当たっての対応を関係課へ求めた。 	B	男女共同参画の視点に立った委員構成とした。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会の委員を改選し、7月に委嘱する。 男女共同参画審議会を開催する。 第三者評価としてプランの推進状況について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。 プランの見直しを行う際、意見を聴取する。 	ア	男女共同参画推進課
推	4	(3)	国・県等との連携	(1)	県等との連携	県等と連携・協力し、情報を収集・交換する。などプランの推進について一層の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 県等と連携・協力し、情報を収集・交換する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内男女共同参画センター等連絡会議への出席等を通じ、国・県等の情報収集・交換を行った。 県内男女共同参画センター等連絡会議 第2回10/28(1人出席) 第3回2/19(2人出席) 	B	男女共同参画に関する情報の迅速な収集・円滑な連携のための関係構築を図った。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 県等と連携・協力し、情報を収集・交換する。 	ア	男女共同参画推進課
推	4	(3)	国・県等との連携	(2)	国・県等への男女共同参画に向けた働きかけ	国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内男女共同参画センター等連絡会議への出席等を通じ、国・県等の情報収集・交換を行った。 県内男女共同参画センター等連絡会議 第2回10/28(1人出席) 第3回2/19(2人出席) 	B	男女共同参画に関する情報の迅速な収集・円滑な連携のための関係構築を図った。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。 	ア	男女共同参画推進課
推	4	(4)	近隣市町等とのネットワークづくり	(1)	近隣市町等関係機関とのネットワークづくり	近隣市町等関係機関と相互に連絡調整及び情報交換等を図るなど、ネットワークを推進していく。	<ul style="list-style-type: none"> 県内女性センター会議等連絡会議における情報交換 年3回開催(予定) ひょうごチャレンジねっとにおいて、各関係機関と情報交換を行う。 他都市の関係機関との情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 県内女性センター会議等連絡会議における情報交換 年3回開催 ひょうごチャレンジねっとにおいて、各関係機関と情報交換を行った。 他都市の関係機関との情報交換 	B	男女共同参画に関する情報を交換し、センター事業の運営等の参考にした。	1	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> 県内女性センター会議等連絡会議における情報交換 年3回開催(予定) ひょうごチャレンジねっとにおいて、各関係機関と情報交換を行う。 他都市の関係機関との情報交換 	ア	男女共同参画推進センター

「姫路市男女共同参画プラン2022」に掲げる指標及び目標値

	指 標	プラン策定時 (平成23年度)	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	目標値 (平成29年度)	担当課
基本目標Ⅰ	①「男女共同参画社会」の認知度	53.9% 市民意識調査(H23)	-	-	-	-			95%	男女共同参画推進課
	②固定的性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方)	賛成<反対(男性) 賛成<反対(女性) 市民意識調査(H23)	-	-	-	-			賛成<反対 (男女とも)	男女共同参画推進課
	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の周知度	74.2% 市民意識調査(H23)	-	-	-	-			90%	男女共同参画推進課
基本目標Ⅱ	①地域における学習機会の提供(出前講座等の年間回数)	9回	10回	11回	2回	10回			20回	男女共同参画推進センター
	②一時保育付き講座・講演会の開催数	47件	48件	55件	53件	52件			70件	男女共同参画推進センター/ こども支援課
基本目標Ⅲ	①審議会等委員の女性比率	24.0% (H24.3.31)	24.3% (H25.3.31)	24.7% (H26.3.31)	25.5% (H27.3.31)	25.8% (H28.3.31)			35%	男女共同参画推進課
	②女性委員が0の審議会の割合	13.1% (H24.3.31)	13.1% (H25.3.31)	9.7% (H26.3.31)	13.3% (H27.3.31)	10.2% (H28.3.31)			5%以下	男女共同参画推進課
	③職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率	12.2% (H24.4.1)	13.0% (H25.4.1)	14.3% (H26.4.1)	15.6% (H27.4.1)	17.3% (H28.4.1)			17%	人事課
基本目標Ⅳ	①「男女雇用機会均等法」の周知度	81.3% 市民意識調査(H23)	-	-	-	-			90%	男女共同参画推進課
	②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	46.2% 市民意識調査(H23)	-	-	-	-			70%	男女共同参画推進課
	③農村女性の起業化への参加件数	14件	16件	17件	15件	17件			17件	農政総務課
基本目標Ⅴ	①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	92%	93.2%	95.4%	95.7%	96.8%			95%	保健所健康課
	②乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 13.8% 子宮がん15.8%	乳がん 13.7% 子宮がん21.3%	乳がん 13.7% 子宮がん21.5%	乳がん 16.1% 子宮がん23.8%	乳がん 22.0% 子宮がん28.9%			乳がん 20% 子宮がん20%	保健所予防課
基本目標Ⅵ	①認知症サポーターの養成者数	12,614人	13,830人	15,306人	19,716人	23,532人			17,000人 (平成26年度)	地域包括支援課
	②一時保育・延長保育の実施園数	一時保育32ヶ所 延長保育65ヶ所	一時保育32ヶ所 延長保育65ヶ所	一時保育32ヶ所 延長保育65ヶ所	一時保育33ヶ所 延長保育66ヶ所	一時保育32ヶ所 延長保育81ヶ所			一時保育37ヶ所 延長保育70ヶ所 (平成26年度)	こども保育課
推進体制の整備	①男性職員の育児休業取得率	0.9%	0%	0.9%	0%	3.6%			3%	人事課
	②子どもの出生時等における男性職員の5日以上への休暇の取得率	16.2%	10.0%	5.7%	7.9%	14.3%			35%	人事課
	③「男女共同参画推進センター“あいめっせ”」の認知度	17.9% 市民意識調査(H23)	-	-	-	-			60%	男女共同参画推進センター